

中小企業者のための 施策のあらまし

平成22年度

福島県商工労働部

はじめに

一昨年秋の金融危機に端を発した世界的な景気の悪化を経て、本県経済は、生産の一部に持ち直しの動きがみられるなどの明るい兆しが見えるものの、雇用情勢や個人消費などは、依然として厳しい状況にあります。

そのような中、新総合計画「いきいきふくしま創造プラン」の部門別計画となる、商工業振興基本計画「“活きいき” ふくしま産業プラン」を平成22年3月、新たに策定いたしました。この計画では、本県の「強み」を土台とし、地域の個性と魅力を最大限に生かしながら、地域の企業・人材・資源などの総合力により「内なる活力を高める」こと、企業誘致や観光誘客などにより「外からの活力を取り込む」ことを両輪として、4つの柱、**I ふくしまの将来を支える成長産業の創出**、**II ふくしまの地域資源を生かした産業の振興**、**III ふくしまに活力を与える多様な交流の促進**、**IV 産業を支える「人と地域の輝き」づくり**に取り組むこととしております。

また、平成21年3月に策定した「緊急経済・雇用対策プログラム」についても、引き続き取り組んで行くとともに、市町村、関係団体と連携を密にしながら、全力をあげて「活力に満ちた『ふくしま』」の実現に取り組んで参ります。

本年度も、中小企業者をはじめ県内関係者の皆様に広くご利用いただくため、本県の中小企業施策を中心に、国及び関係機関の施策を紹介した『中小企業者のための施策のあらまし』を作成いたしました。各種施策の概要、問い合わせ先を記載しておりますので、お気軽に担当までお問い合わせ願います。

本書が中小企業者の皆様の経営の安定と、今後の更なる発展のための一助となれば幸いです。

平成22年8月

福島県商工労働部長

齋 須 秀 行

もくじ

| 経営一般・組合設立 | 記号 | ページ |
|--|-----|-----|
| ◆商工業全般について相談したい | 相 | 7 |
| ◆経営に役立つ情報がほしい | 相 | 7 |
| ◆中小企業の経営面・技術面などの問題解決を図るため、診断や助言を受けたい | 相 | 8 |
| ◆小規模事業経営について相談したい | 相 | 8 |
| ◆下請中小企業の経営について相談したい | 相 | 9 |
| ◆小売商業について相談したい | 相 | 9 |
| ◆建設業関連の経営相談をしたい | 相 | 10 |
| ◆倒産防止のための相談をしたい | 相 | 10 |
| ◆中小企業の再生を図りたい | 相 | 10 |
| ◆中小企業の組合を設立したい | 相 融 | 11 |
| 商店街振興 | | |
| ◆商店街活性化を図りたい | 補 融 | 13 |
| ◆地場産業の活性化を図りたい | 相 融 | 15 |
| ◆環境保全の取組をPRしたい | 相 | 15 |
| 展示会・物産展 | | |
| ◆展示会を開催して商品をPR・販売したい | 相 | 15 |
| ◆県八重洲観光交流館でイベントや観光PRを行いたい | 相 | 16 |
| ◆ <small>いちば</small> 観光物産館・首都圏アンテナショップ「ふくしま市場」の催事に出席したり、商品の展示・販売をしたい | 相 | 16 |
| ◆商品の販路開拓、拡大を図りたい | 相 | 16 |
| ◆物産展に自ら出展したい | 相 | 16 |
| ◆産品の開発や販路拡大について相談したい | 相 | 17 |
| ◆観光みやげ品の推奨などを受けたい | 相 | 17 |
| ◆特産品のブランド化を図りたい | 相 | 17 |
| ◆循環資源を活用した製品をPRしたい | 相 | 17 |
| ◆環境ビジネス、新エネルギー、リサイクルにかかる新製品・新技術をPRしたい | 相 | 17 |
| 国際化 | | |
| ◆貿易・海外投資について相談したい | 相 | 18 |
| ◆海外経済活動への支援にはどのようなものがあるか | 相 補 | 18 |
| ◆上海事務所を活用したい | 相 | 18 |
| ◆海外販路の開拓を目指したい | 相 | 19 |
| ◆福島空港を利用して貨物を輸出入したい | 相 補 | 19 |

金融

| | 記号 | ページ |
|--|----|-----|
| ◆金融機関から容易に資金を借入する方法はあるか | 融 | 19 |
| ◆担保に供するものがなければ資金は借りられないか | 融 | 20 |
| ◆県制度資金のうち一般的な設備資金・運転資金にはどのようなものがあるか | 融 | 20 |
| ◆既存借入金を一本化し、資金繰りを緩和したい | 融 | 21 |
| ◆小口の事業資金を借りたい | 融 | 21 |
| ◆経営合理化等経営基盤の強化を図るための資金にはどのようなものがあるか | 融 | 22 |
| ◆取引先企業が倒産し、売掛債権などが回収不能となったので資金を借りたい | 融 | 22 |
| ◆業況回復を図るために資金を借りたい | 融 | 23 |
| ◆将来性がある産業を営み、経営基盤強化や事業拡大を図りたい | 融 | 24 |
| ◆新技術・新製品の研究開発を行うために必要な資金を借りたい | 融 | 24 |
| ◆情報化・IT導入に際し必要な資金を借りたい | 融 | 25 |
| ◆工場移転のための資金を借りたい | 融 | 25 |
| ◆工場や店舗などの増改築をしたいが資金にはどのようなものがあるか | 融 | 25 |
| ◆設備を新しくしたいが資金にはどのようなものがあるか | 融 | 26 |
| ◆環境保全設備を設置したいが資金にはどのようなものがあるか | 融 | 27 |
| ◆中心市街地で店舗の新築や増改築をしたいが、資金にはどのようなものがあるか | 融 | 28 |
| ◆ボーナスや年末に必要な資金を借りたい | 融 | 28 |
| ◆中小企業が共同で事業を実施する際の融資制度はあるか | 融 | 28 |
| ◆特定農産物の加工に関する資金にはどのようなものがあるか | 融 | 29 |
| ◆特定農産物の新規用途開拓に関する資金にはどのようなものがあるか | 融 | 29 |
| ◆HACCP（食品産業品質管理化促進）に関する資金にはどのようなものがあるか | 融 | 30 |
| ◆食品安定供給施設の整備にはどのような資金があるか | 融 | 31 |
| ◆乳業施設に必要な設備資金にはどのようなものがあるか | 融 | 33 |
| ◆水産加工業に関する資金にはどのようなものがあるか | 融 | 33 |
| ◆食品製造及び流通に関する資金にはどのようなものがあるか | 融 | 34 |
| ◆中山間地域活性化に関する資金にはどのようなものがあるか | 融 | 35 |

税務

| | | |
|---------------------|---|----|
| ◆税についていろいろ相談したい | 税 | 36 |
| ◆中小企業に対する優遇措置を知りたい | 税 | 36 |
| ◇個人事業者のための制度 | 税 | 36 |
| ◇法人事業者のための一般的な制度 | 税 | 37 |
| ◇共同化、集団化等を行う場合の特例措置 | 税 | 39 |
| ◇その他の措置 | 税 | 39 |

創業・新分野進出

| | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|----|
| ◆新たに事業を始めたい | 相 | 融 | 補 | 40 |
| ◆新分野進出・経営革新・創造的な事業展開を図りたい | | 融 | 補 | 42 |
| ◆創業・新分野進出に伴い人材を雇い入れる際の助成制度はあるか | | 補 | | 44 |

| | 記号 | ページ |
|---------------------------------------|-------|-----|
| ◆学生・主婦、勤労者等個人が少額の資本金で法人組織をつくって、創業したい | 相 | 45 |
| ◆創業者のための起業家養成講座を受講したい | 相 | 45 |
| 技術・研究・産学連携 | | |
| ◆技術上の問題で公的機関の支援を受けたい | 相 | 45 |
| ◆製品や材料・水質の試験、分析をしてほしい | 相 | 45 |
| ◆新技術の開発を進めたいのだが、適当な制度はあるか | 相 補 | 46 |
| ◆製品の品質向上や不良品対策、製造工程の改善等を図って、生産効率を上げたい | 相 | 47 |
| ◆製品化の早期実現のため技術者を紹介してほしい | 相 | 47 |
| ◆研究・開発のための部屋を借りたい | 相 | 47 |
| ◆特許等知的財産権制度について相談したい | 相 | 47 |
| ◆特許等知的財産権制度を活用したい | 相 | 48 |
| 農商工連携 | | |
| ◆農林漁業者と連携して新しい商品を開発したい | 相 | 48 |
| 情報化 | | |
| ◆情報化に対する支援にはどのようなものがあるか | 相 | 48 |
| ◆情報関連での研修制度はあるか | 相 | 49 |
| 人材育成 | | |
| ◆従業員の能力を向上させたいが、助成制度はあるか | 補 | 49 |
| ◆従業員の技術・能力を向上させるため訓練を受けさせたい | 相 | 51 |
| ◆県立テクノアカデミーで訓練を受けたい | 相 | 51 |
| ◆社内教育を充実させたいので講師を紹介してほしい | 相 | 51 |
| ◆社内で教育訓練を計画したが、適切な会場、設備、講師が見つけれられない | 相 | 52 |
| ◆従業員の持っている技能を適正に評価したい | 相 | 52 |
| ◆離職者の職業能力開発による再就職支援策を知りたい | 相 | 52 |
| 労務 | | |
| ◆労務一般について相談したい | 相 | 53 |
| ◆離職者の生活・就労相談をしたい | 相 | 53 |
| ◆労働力を確保するために魅力ある職場づくりをしたい | 相 補 融 | 53 |
| ◆優秀な人材を確保したい | 相 | 54 |
| ◆新規学卒者が職場に定着するようにしたい | 相 | 54 |
| ◆労働災害の防止、職場環境の改善、健康づくりをしたい | 相 補 | 54 |
| ◆社内規定の見直しを図りたい | 相 | 55 |
| ◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | 相 | 56 |
| ◆次世代育成支援企業認証制度とは | 相 | 56 |

| | 記号 | ページ |
|--------------------------------------|----|-----|
| ◆次世代育成支援企業認証制度を受けた企業への融資制度とは | 融 | 57 |
| ◆労働時間を短縮したい | 相 | 57 |
| ◆環境マネジメントシステムを構築したい | 相 | 59 |
| | | |
| 共済制度 | | |
| ◆中小企業倒産防止共済制度とは | 共 | 60 |
| ◆中小企業者向けの火災共済に加入したい | 共 | 61 |
| ◆中小企業退職金共済制度とは | 共 | 61 |
| ◆事業主に退職金共済制度はあるか | 共 | 62 |
| | | |
| 雇用 | | |
| ◆雇用保険制度とは | 相 | 62 |
| ◆雇用調整を行う事業主への助成措置は | 補 | 63 |
| ◆建設労働者の雇用改善のための助成措置は | 補 | 64 |
| ◆新たに高年齢者を雇い入れた場合の助成措置は | 補 | 64 |
| ◆高年齢者が共同で事業を開始し、新たに従業員を雇う場合の助成措置は | 補 | 65 |
| ◆離職することとなった中高年齢者に再就職支援をする際の助成措置は | 補 | 67 |
| ◆定年の引上げや定年の定め廃止を実施した事業主の方への給付金は | 補 | 68 |
| ◆障がい者の雇用義務と雇い入れの助成措置は | 補 | 68 |
| ◆障がい者を雇用している企業等には県から物品の発注機会が増えると聞いたが | 相 | 69 |
| | | |
| 福利厚生 | | |
| ◆従業員の福利厚生を充実したい | 相 | 70 |
| ◆従業員が緊急的な資金供給支援のための資金の融資を受けるには | 融 | 71 |
| ◆事業主の都合で失業した従業員が生活資金の融資を受けるには | 融 | 72 |
| ◆従業員が進学資金の融資を受けるには | 融 | 72 |
| ◆従業員が持家の取得をするための融資を受けるには | 融 | 73 |
| ◆育児・介護休業中の従業員等が生活資金の融資を受けるには | 融 | 73 |
| ◆仕事と育児・介護との両立をバックアップする事業主に対する助成制度は | 補 | 74 |
| | | |
| 関係機関所在地等一覧 | | |
| ◆福島県商工労働部関係出先機関等一覧表 | | 80 |
| ◆厚生労働省福島労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧表 | | 81 |
| ◆政府系中小企業金融機関・福島県信用保証協会・福島県労働金庫等一覧表 | | 82 |
| ◆主要商工団体の概要 | | 83 |
| ◆福島県商工労働部の概要 | | 86 |

注：記号の見方

それぞれの記号は、以下の意味を表しています。

相： 相談・研修・情報提供

税： 税制

補： 補助金

共： 共済制度

融： 融資

◆商工業全般について相談したい

このようなときは、次のところでご相談ください。

1. 経営支援プラザ

福島県経営支援プラザ（(公財)福島県産業振興センター内）では、独立して新しいビジネスに取り組みたい、経営革新を進めたいなどと考えている企業等の皆様を対象に、総合的な経営相談窓口を設置し、相談に応じています。専門家の派遣も行っています。

2. 県庁の窓口

県庁商工労働部には、商工総務課、団体支援課、金融課、雇用労政課、企業立地課、産業創出課、商業まちづくり課、産業人材育成課、観光交流課、空港交流課、県産品振興戦略課の各課があり、それぞれ86～88頁に記載ある内容を担当しております。（86～88頁参照）

3. 各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課

県内7ヵ所あり、経営や金融に関する相談などの事務を行っています。

また、局内に「中小企業経営安定対策相談所」を設置して各種相談にも応じております。

（80頁参照）

4. このほか、計量検定所（計量関係）、観光物産館（県産品の紹介、展示関係）、ハイテクプラザ及び同福島・会津若松・いわき各技術支援センター、(公財)福島県産業振興センター技術支援部でも相談に応じています。（80・84頁参照）

◆経営に役立つ情報がほしい

1. 商工業全般にわたる情報

このようなときは、福島県経営支援プラザ、県の行政資料室及び団体支援課、又は最寄りの商工会議所や商工会などの商工団体へお尋ねください。（83～86頁参照）

なお、商工団体では、各種情報誌などを定期的に発行し、紙面上での最新情報の提供を行っています。

また、経営支援プラザには、経営に関する書籍が整っており、インターネットなども利用できます。

2. 労務に関する情報

このようなときは、次の機関へお尋ねください。

▼賃金・労働時間・労使関係

県庁雇用労政課 TEL 024-521-7289

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）

▼労働力・労働市場など雇用関係

福島労働局職業安定課、各ハローワーク（81頁参照）

3. 技術に関する情報

このようなときは、ハイテクプラザと同各技術支援センターをご利用ください。（80頁参照）

その他、(公財)福島県産業振興センターでは技術研修会・講演会を実施しており、E-mailやファクシミリ、ホームページでの情報提供を行っておりますのでご利用ください。

問い合わせ先 (公財)福島県産業振興センター 技術支援部 TEL (024) 959-1929

4. 貿易・海外投資に関する情報

このようなときは、県庁観光交流課へお尋ねください。

◆中小企業の経営面・技術面などの問題解決を図るため、診断や助言を受けたい

1. 窓口での相談

創業や経営の向上、革新を目指す中小企業者等が抱える経営、技術、情報等に関する課題の解決を図るため、福島県経営支援プラザや商工会議所などの商工団体では、総合的な窓口を設置し、相談に応じております。

2. 専門家の派遣

窓口での解決が困難な、より専門的な指導が必要な場合には、中小企業者等の必要に応じて専門家（中小企業診断士、技術士、コンサルタント等）を派遣し、経営診断、助言、経営改善計画作成等の支援を行います。（診断や助言又は相談上で知り得た企業の秘密は厳守します。）

●費用

専門家派遣費用について、相談内容によっては、企業の皆様に費用の一部をご負担いただく場合があります。

問い合わせ先 最寄りの商工会、商工会議所又は福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、(公財)福島県産業振興センター (83・84頁参照)

◆小規模事業経営について相談したい

このようなときは、以下の機関・制度があります。

1. 商工会、商工会議所 (83・84頁参照)

小規模事業者の事業経営のパートナーとして、ベテランの経営指導員が配置され、次のような問題等について親身になって相談に応じるとともに、必要に応じた専門家の派遣を行っています。

〈経営・経理〉 企業経営、経理の諸問題の相談や経営・技術の専門家による指導

〈金融〉 銀行、公庫からの借入れや国、県の制度金融の融資相談

〈税務・記帳〉 税務法規、税務申告の相談やパソコンによる記帳の支援指導

〈労務〉 就業規則、給与規程など各種社規の相談や労働保険の代行（一部を除く）、各種共済制度の紹介

〈その他〉 取引情報の提供、業者の紹介やその他商工業一般に関するすべての相談

☆相談は、いっさい無料で、企業の秘密は固く守ります。

2. 専門家活用経営支援事業

商工会、商工会議所等の「専門家活用経営支援事業」では、相談者の課題に適した専門家を派遣し、適切なアドバイス・指導を行う制度です。

●費用

専門家派遣費用について、相談内容によっては、企業の皆様に費用の一部をご負担いただく場合があります。

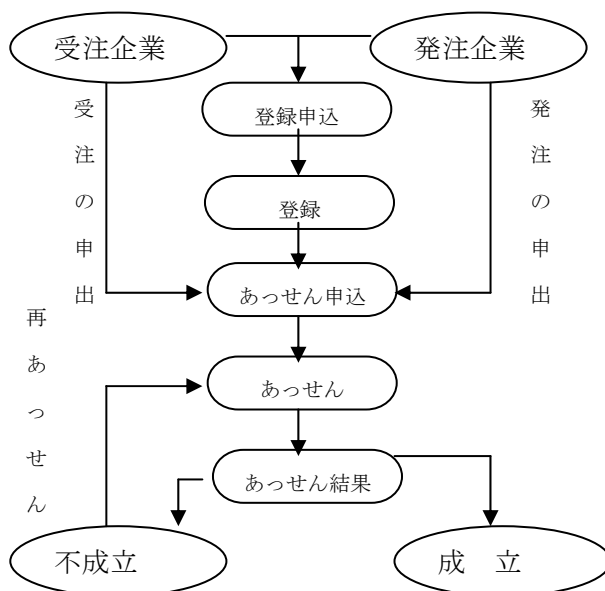
問い合わせ先 最寄りの商工会、商工会議所又は福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、(公財)福島県産業振興センター (83・84頁参照)

◆下請中小企業の経営について相談したい

このようなときは、(公財)福島県産業振興センターへご相談ください。

(公財)福島県産業振興センター取引支援グループでは、次の業務を行っております。

1. 下請取引のあっせん・紹介
2. 下請取引に関する苦情・紛争の処理 (下請かけこみ寺事業)
3. 下請取引に関する調査及び情報の収集・提供
4. 広域商談会の開催
5. 下請取引に関する講習会の開催



取引あっせん・相談は無料です。

問い合わせ先 (公財)福島県産業振興センター取引支援グループ TEL (024) 525-4077

◆小売商業について相談したい

福島県経営支援プラザでは、小売商業に関する各種相談について、窓口・電話などで受け付けています。

また、経営全般に関するビデオテープ及び図書、業界誌等の閲覧サービスを行っています。

申込先及び問い合わせ先

(公財)福島県産業振興センター経営支援グループ TEL (024) 525-4034

◆建設業関連の経営相談をしたい

このようなときは、次のところでご相談ください。

1. 県内建設業特別経営相談窓口

様々な経営上の課題を抱える中小建設業の方に対し、福島県経営支援プラザ（コラッセふくしま 2 階、(公財)福島県産業振興センター内）において、中小企業診断士等の資格を持った窓口専門スタッフの窓口相談や必要に応じた専門家の派遣を行っています。

(公財)福島県産業振興センター経営支援グループ TEL (024) 525-4039

(経営支援プラザについては 7 頁参照)

2. ワンストップサービスセンター

中小、中堅建設業の方の様々な経営上の相談に応じるため、社団法人福島県建設業協会において、窓口相談、建設業経営支援アドバイザーの派遣を行います。

問い合わせ先 社団法人福島県建設業協会 TEL (024) 521-0244

FAX (024) 522-4513

URL <http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>

◆倒産防止のための相談をしたい

このようなときは、次のところへご相談ください。

●福島、郡山、会津若松、いわきの各商工会議所、福島県商工会連合会内の「経営安定特別相談室」

この相談室は、倒産のおそれのある中小企業から事前に相談を受け、再建の見込みのあるものについては関係機関の協力を得て再建の方途を講じ、再建の見込みが困難なものについては円滑な整理を図り、中小企業の倒産に伴う社会的混乱を未然に防止するものです。

問い合わせ先 福島商工会議所 TEL (024) 536-5511

郡山商工会議所 TEL (024) 921-2621

会津若松商工会議所 TEL (0242) 27-1212

いわき商工会議所 TEL (0246) 25-9151

福島県商工会連合会 TEL (024) 525-3411

◆中小企業の再生を図りたい

○中小企業再生支援協議会

中小企業再生支援協議会は、中小企業の再生に向けた取組みを支援する公的機関（(公財)福島県産業振興センター内に設置）で、常駐する専門家による窓口相談や専門家チームによる再生計画の策定支援を行っています。

【対象となる方】

過剰債務等による財務上の問題を抱えているが、事業再生に意欲のある中小企業者

【支援内容】

過剰債務や過剰設備といった負担の解消だけでなく、新事業展開や販路開拓への取組方法、セーフティネット金融の活用など、事業再生に関するあらゆる相談に対応します。

相談の内容により、経営改善計画の策定支援が必要と判断される場合は、企業と相談のうえ、専門家または専門家によるチームを編成し、金融機関とも連携しながら再生計画の策定を支援します。

問い合わせ先

福島県中小企業再生支援協議会（(公財)福島県産業振興センター内）TEL（024）525-4091

◆中小企業の組合を設立したい

中小企業は、一般的に個別では経営規模が小さく、事業経営の上で不利な立場に立つことが少なくありません。そこで中小企業の公正な経済活動の機会を確保するため、複数の中小企業者が共同して事業を行ったり、事業の改善発達を図ったりする制度として、下記のとおり各種の組合制度が設けられています。

- ① 事業協同組合（組合員の経営の合理化、取引の円滑化を主な目的として、共同販売・共同受注、資金の貸付、福利厚生・債務保証等、組合員の事業を補完する事業（共同経済事業）を行う組合。組合制度の中では最も利用され普及している。）
- ② 協業組合（組合員の事業を協業することにより経営の合理化を図ることを目的とした組合）
- ③ 企業組合（少額の資本金で設立でき、個人事業者や勤労者等が組合に事業を統合して、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行う組合。小さな規模で事業を開始するのに適している。）
- ④ 商工組合（原則として一又は二以上の都道府県の区域を地区とし、業界の改善、発達を目的として、指導教育事業や共同経済事業を行う組合）
- ⑤ 商店街振興組合（小売商業、サービス業を営む事業者などが商店街を中心に設立する組合で、主に街路灯、アーケード、共同駐車場など環境整備事業を行って街づくりを推進する組合）

※組合の詳細は福島県中小企業団体中央会ホームページ

(<http://www.chuokai-fukushima.or.jp/index.html>)に掲載されています。

また、組合に対しては、各種の支援・助成措置が講じられています。

- ① 組織の運営面など全般について支援するため、福島県中小企業団体中央会が設立されています。
- ② 商工中金、福島県内の信用組合などから融資が受けられます。

●福島県中小企業団体中央会と商工中金の連携による貸付制度

商工中金では、福島県中小企業団体中央会との緊密な連携を基に貸付制度を用意しています。具体的な貸付制度の概要は以下のとおりです。

貸付制度の概要

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 福島県中小企業団体中央会ならびに商工中金が定める支援対象テーマ（※）に取組む組合・組合員で福島県中小企業団体中央会から推薦された者 |
| 資金使途 | 設備資金・運転資金 |
| 貸付限度 | 100 百万円（貸付金額は商工中金所定の審査によります） |
| 貸付利率 | 商工中金所定の貸付利率 0.3%（固定金利） ただし、貸出期間 5 年超については、長期プライムレートを下限とします。 |
| 貸付期間 | 1 年以上 |
| 担保 | 審査の結果、必要となる場合があります |
| 保証人 | 審査の結果、必要となる場合があります |

※ 具体的な支援対象テーマ

- 新設組合支援 女性・子育て支援 ものづくり支援 環境対策支援
地域資源活用支援（農商工連携を含む） BCP 支援 事業承継

●福島県中小企業団体中央会と福島県信用組合協会の連携による貸付制度

（1）福島県信用組合協会協同組合等活性化資金

- ・対象事業もしくは対象企業 協同組合、企業組合、協業組合、商工組合等、協同組合等が組合員の円滑な事業推進のため行う事業
- ・資金使途 協同組合等の事業資金、及び組合員への転貸資金
- ・融資限度 極度額 3 億円（業種、規模による）以内の包括枠を設定する。ただし、転貸資金は 1 組合員につき 500 万円を限度とする。
- ・融資期間 1 年間（1 年ごとの見直しとする。）
- ・融資利率 各信用組合の基準レートによる。
- ・返済方法 期日一括返済（ただし、1 年以内の分割返済は可）
- ・担保・保証人 各信用組合の条件による。
- ・申込受付期間 随時
- ・取扱金融機関 会津商工信用組合、いわき信用組合、相双信用組合、福島県商工信用組合
- ・推薦添付書類（ア） 福島県中小企業団体中央会の「信用組合融資制度に関する中央会会員証明書」（書式 1）

（イ） 協同組合等総会の借入限度等に関する議事録

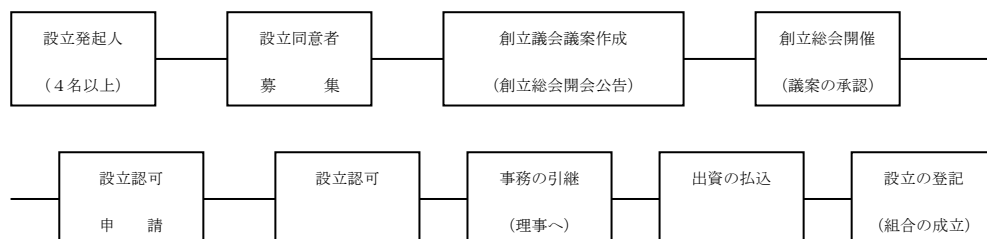
（2）福島県信用組合協会協同組合等組合員活性化資金

- ・対象事業もしくは対象企業 協同組合等を構成している組合員（中小企業者）
- ・資金使途 運転資金・設備資金
- ・融資限度 運転資金 1,000 万円、設備資金 5,000 万円
- ・融資期間 運転資金 10 年以内（据置 6 ヶ月以内）
設備資金 15 年以内（据置 1 年以内）
- ・融資利率 各信用組合の基準レートによる。
- ・返済方法 元利均等返済又は元金均等返済

- ・担保・保証人 各信用組合の条件による。
- ・申込受付期間 随時
- ・取扱金融機関 会津商工信用組合、いわき信用組合、相双信用組合、福島県商工信用組合
- ・推薦添付書類 所属協同組合の「信用組合融資制度に関する協同組合等所属証明書」(書式2)

③ 法人税率が軽減されているのをはじめ、いくつかの優遇措置があります。

組合を設立するには、行政庁の認可など一定の手続きが必要で、その内容は組合の種類により異なりますが、概ね次のような手順になります。



なお、平成19年4月1日から改正中小企業等協同組合法が施行され、組合の運営方法が一部変わりました。組合の設立や改正法への対応に関するご相談は、認可を行う行政庁及び福島県福島県中小企業団体中央会（中小企業等協同組合法に基づき設立され、組合設立から設立後の組織の運営などについて全般的な支援・助成を行っている団体）が応じています。

問い合わせ先

県庁団体支援課 TEL (024) 521-7288

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80頁参照)

福島県中小企業団体中央会 (83頁参照)

◆商店街活性化を図りたい

このようなときは、次のところへご相談ください。

福島県中小企業団体中央会 TEL (024) 536-1261

福島県商店街振興組合連合会 TEL (024) 536-1264

最寄りの商工会議所・商工会又は県商工会連合会

(公財)福島県産業振興センター経営支援グループ TEL (024) 525-4034

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80頁参照)

県庁商業まちづくり課 TEL (024) 521-7299

なお、商店街を活性化するため、次の事業があります。

1. 活力ある商店街支援事業

県では、地域の特色を生かした商店街の活性化を推進するため、商工会、商工会議所、商店街振興組合、任意商店会、特定会社、一般社団法人、特定非営利活動法人(NPO)等が行う次の事業を対象に、市町村を通して補助を行っています。

(1) 空き店舗対策事業

商店街の空き店舗を店舗として活用する際の賃借料の補助

(2) 大型空き店舗対策事業

中心市街地の商業地域内にある大型空き店舗を集客力の高い店舗または中心市街地の賑わい創出に寄与する施設として活用する際の賃借料の補助

●補助率

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 対象事業 | | | 補助率 | | | 限度額 |
|----------|--------|-------|-------------|---------------|-------------|---------------------|
| 空き店舗対策 | 中心市街地等 | 新規創業者 | 1年目 5/12 | 2年目 3.5/12 | 3年目 2/12 | 1,500千円 (月125千円) |
| | | 一般 | 1年目 4/12 | 2年目 3/12 | 3年目 2/12 | 1,200千円 (月100千円) |
| | その他地域 | 新規創業者 | 1年目 4/12 | 2年目 3/12 | 3年目 2/12 | 1,200千円 (月100千円) |
| | | 一般 | 1年目 3/12 | 2年目 2/12 | 3年目 1/12 | 900千円 (月75千円) |
| 大型空き店舗対策 | | | 1年目 4/12 | 2年目 3/12 | 3年目 2/12 | 9,600千円 (月800千円) |

2. 街なか再生特別資金 (詳しく 28 頁参照)

3. 中心市街地商業活性化推進事業

(公財)福島県産業振興センターでは、中心市街地における中小商業の活性化を図るため、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づいて商工会、商工会議所などが行う次の事業を対象に助成しています。なお、①のみ認定基本計画策定等に向けた事業も対象となります。

- ① コンセンサス形成事業 (商業関係者、住民等の合意を形成するための事業)
- ② テナントミックス管理事業 (商業集積の魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業)
- ③ 広域ソフト事業 (複数の商店街の活性化のための広域的な商店街活動事業)
- ④ 事業設計・調査・システム開発事業 (商店街の活性化に向けた事業設計・調査・システム開発事業)

4. 組織化・運営集中支援事業 (商業・サービス業振興枠)

福島県中小企業団体中央会では、経営の安定や発展が期待される中小商業・サービス業者で、商店街、共同店舗、ボランティアチェーンその他組織化が必要な団体又は既に組織化された団体を対象に、地域の実情に即した支援を実施しています。

5. 商店街実践活動事業

福島県商店街振興組合連合会では、商店街振興組合、市商店街振興組合連合会が主体となって、地域社会への貢献や社会的課題への対応、コミュニティとの連携等に意欲的な取り組みを実施する際に、全国商店街振興組合連合会の補助事業を紹介しています。

◆地場産業の活性化を図りたい

各地域における地場産業の活性化を図るため、各種団体、企業、グループに対する支援を行っています。

1. 産品開発・育成事業

- 補助対象 市町村、事業協同組合、企業等
- 補助対象事業 新産品開発、販路拡大、新技術の習得、新素材の調達など
- 補助率 1/2 以内
- 補助限度額 100 万円

問い合わせ先 (財) 福島県観光物産交流協会物産部 TEL (024)525—4081

2. 伝統的工芸品産業振興事業

- 補助対象 市町村、事業協同組合等
- 補助対象事業 (1)販路拡大
(2)新産品・新技術開発
- 補助率 1/2 以内
- 補助限度額 100 万円

問い合わせ先 県庁県産品振興戦略課 TEL (024)521—7296

◆環境保全の取組をPRしたい

地球にやさしい“ふくしま「ストップ・ザ・レジ袋実施店」”参加登録制度

(1) 概要

レジ袋無料配布中止の取組を行う店舗または事業者を、「地球にやさしい“ふくしま”『ストップ・ザ・レジ袋実施店』』として登録します。

- ・対象 福島県内において小売業に属する事業を行う店舗または事業者
- ・登録方法 申込書を店舗等が所在する市町村を經由し、県に提出

(2) 登録のメリット

県は登録となった店舗等に対して、登録書及び登録ステッカーを交付するとともに、ホームページ等で公表します。

また、店舗等は店頭に登録ステッカーを掲示するなどにより、循環型社会形成に向けた廃棄物減量化や地球温暖化対策（温室効果ガス削減）等の環境問題に積極的に取り組んでいることを消費者等にアピールすることができます。

問い合わせ先 県庁環境共生課 TEL (024) 521—7248

◆展示会を開催して商品をPR・販売したい

このようなときは、次のところへご相談ください。

○ビッグパレットふくしま（県産業交流館）

「ビッグパレットふくしま」は、約 5,500 m²の広さを持ち 3 分割して利用できる多目的展示ホ

ールや、約 1,000 m²のコンベンションホールなどを備えた県内最大の複合コンベンション施設です。

問い合わせ先 (公財)福島県産業振興センター産業交流館 TEL (024) 947-8010
県庁観光交流課 TEL (024) 521-7286

◆県八重洲観光交流館でイベントや観光PRを行いたい

このようなときは、次のところへご相談ください。

○県八重洲観光交流館(東京都中央区八重洲)

東京駅八重洲口近くにある、福島県八重洲観光交流館で、本県の観光PRやイベントを実施しています。

問い合わせ先 福島県八重洲観光交流館 TEL (03) 3275-0855
(財)福島県観光物産交流協会 TEL (024) 525-4024

◆県観光物産館・首都圏アンテナショップ「^{いちば}ふくしま市場」の催事に出展したり、商品の展示・販売をしたい

このようなときは、次のところへご相談ください。

県観光物産館(福島市)・首都圏アンテナショップ「ふくしま市場」(東京都江戸川区)は、県内で生産された物産品を一堂に集め、展示・販売しております。

問い合わせ先 (財)福島県観光物産交流協会物産部 TEL (024) 525-4031

◆商品の販路開拓、拡大を図りたい

1. 県産品首都圏販路開拓支援事業

商談の専門的知識・経験を有する人材を活用し、首都圏、スーパーマーケット、食品卸会社等に対して企業に代わって行う商談代行支援や商品力向上(事業化ブラッシュアップ)支援を行うなど、県産品の販路開拓を支援します。

問い合わせ先 (財)福島県観光物産交流協会物産部 TEL (024) 525-4081

2. 大型食品展示会等活用事業

首都圏バイヤー等が多数来場する大型食品展示会「スーパーマーケットトレードショー」及び国産農産物等展示会「アグリフードEXPO」に福島県ブースを出展し、県産品の販路拡大を支援します。

問い合わせ先 県庁県産品振興戦略課 TEL (024) 521-7296

◆物産展に自ら出展したい

このようなときには、県及び(財)福島県観光物産交流協会が実施する物産展をご利用ください。東京、札幌など県外の大消費地にある有名デパートにおいて、県内で生産される物産を展示・

即売し、市場開拓と販路の拡大を図っております。

問い合わせ先 (財) 福島県観光物産交流協会物産部 TEL (024) 525-4081

◆製品の開発や販路拡大について相談したい

このようなときには、次のところへご相談ください。

問い合わせ先 (財) 福島県観光物産交流協会物産部 TEL (024) 525-4081

◆観光みやげ品の推奨を受けたい

このようなときには、次の制度があります。

○福島県観光みやげ品推薦制度

県産観光みやげ品のうち、優れた品物を推薦し、推薦証紙（推奨マーク）を発行して、観光客がみやげ品を購入する場合の目安となるよう推奨する制度です。

問い合わせ先 (財) 福島県観光物産交流協会物産部 TEL (024) 525-4031

◆特産品のブランド化を図りたい

地域経済の活性化を図るため、特産品のブランド化を目指した活動を支援しています。

<福島県ブランド認証制度>

福島県の「誇り」ともいうべき選りすぐりの産品を選定・認証し、全国に向けた戦略的な売り込みを行い、県産品の知名度向上、競争力の強化を図り、本県経済の活性化を目指します。

問い合わせ先 県庁県産品振興戦略課 TEL(024)521-7326

◆循環資源を活用した製品をPRしたい

〈うつくしま、エコ・リサイクル製品の認定〉

県内に事業所を有する方が、主として県内で生じた廃棄物を利用して県内の事業所等で製造した優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として福島県が認定し、利用を推進するものです。

認定された製品は、「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定マーク」の表示を付すことができます。

問い合わせ先 県庁環境共生課 TEL (024) 521-7248

◆環境ビジネス、新エネルギー、リサイクルにかかる新製品・新技術を

PRしたい

福島県では、環境・エネルギー関連産業の最新技術や具体的な温暖化対策の取組みを紹介するとともに、地球温暖化に関するシンポジウム等を開催します。

環境・エネルギー分野での商品やサービスに関する企業間のマッチング及び新規販路の開拓による販売促進等により、関連企業のビジネスチャンス拡大を図ります。

- ・フェア名称 ふくしま環境・エネルギーフェア 2010
- ・会 期 平成 22 年 10 月 2 日（土）～3 日（日）
- ・会 場 ビッグパレットふくしま（郡山市）

出展に関するお問い合わせ先 県庁環境共生課 TEL（024）521-7813

◆貿易・海外投資について相談したい

このようなときは、次のところへご相談ください。

○日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報センター

貿易投資相談の実施や、海外の経済・貿易動向に関する情報の収集・提供をはじめとした貿易振興事業等を実施しています。

問い合わせ先 ジェトロ福島貿易情報センター TEL（024）947-9800
県庁観光交流課 TEL（024）521-7287

◆海外経済活動への支援にはどのようなものがあるか

○福島県貿易促進協議会

県内企業の国際経済交流・ビジネス活動を総合的に支援するため、民官一体となって設立された協議会として、会員向けに次のような事業を展開しています。

1. 貿易振興事業

県産品の海外販路開拓のため、東アジア地域を中心に現地商社に対し県産品を提案し商談するとともに、フェア等を実施します。

2. 経済交流支援事業

海外の企業や経済団体との交流を促進するため、経済交流団の派遣支援及び受入等を行います。

3. 人材育成・海外経済情報収集提供事業

貿易実務に関する研修や国際的な人材育成のための研修を実施します。また、会員の関心の高い経済交流分野の専門家を招いて、各種セミナー等を開催します。

4. 広報事業

メールマガジン（ジェトロ福島）等により各種広報を行います。

問い合わせ先（事務局） 県庁県産品振興戦略課 TEL（024）521-7326

○福島県上海事務所

本県と主に上海を中心とした中国との経済交流を推進するための各種支援に取り組んでいます。

問い合わせ先 県庁観光交流課 TEL（024）521-7287

◆上海事務所を活用したい

上海事務所への便宜供与等については、下記までお問い合わせください。

◆海外販路の開拓を目指したい

海外販路の開拓、拡大を目指す、企業、団体等の取組みを支援します。

1. 県産品中国市場販路開拓支援事業

中国国内に流通ネットワークを有する貿易会社の流通・販売網を活用して、県産品の販路開拓・拡大を支援します。

2. 東アジア地域販路拡大事業

香港の百貨店等で販売促進活動を行うとともに、台湾の百貨店でふくしま産品フェアを開催し、県産品の販路開拓・拡大を支援します。

問い合わせ先 県庁県産品振興戦略課 TEL (024) 521-7326

◆福島空港を利用して貨物を輸出入したい

輸出入を行う荷主企業の取組みを支援します。

○輸送コストの一部助成

福島空港の定期路線を利用して、新たに輸出入を実施する荷主企業に対し、1kg 当たり 20 円を助成いたします。

問い合わせ先 県庁空港交流課 TEL (024) 521-7127

◆金融機関から容易に資金を借入する方法はあるか

このようなときには、次の制度があります。

1. 信用保証制度

中小企業の方に、福島県信用保証協会が 2 億 8,000 万円までの借入債務の保証を行い、借入を容易にする制度です。

〈主な保証制度〉

一般（普通）保証、無担保保証、無担保無保証人保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、借換保証、事業再生保証、県制度資金、市町村制度資金などその他多数の保証制度があります。

2. 上記の保証制度とは別枠で利用できる主な保証制度

① 緊急保証制度

中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号の認定を受けた方が対象となります。

（事例：最近 3 か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して 3%以上減少している中小企業者等）

- 取扱金融機関 各金融機関
- 保証限度額 2 億 8,000 万円（全部保証）
- 貸付形式 手形貸付、証書貸付
- 保証期間 10 年以内（据置期間 2 年以内）

- 貸付利率 金融機関の所定利率
- 保証料率 年 0.8%
- 保証条件 必要により有担保。保証人は法人代表者のみ。

② 経営安定関連保証（セーフティネット保証）

中小企業信用保険法第2条第4項第1～8号の認定を受けた方が対象となります。

（事例：業況の悪化している業種、取引金融機関の破綻等）

- 取扱金融機関 各金融機関
- 保証限度額 2億8,000万円（6号については3億8,000万円）
- 保証期間 運転資金 概ね10年以内 設備資金 概ね20年以内
- 貸付利率 金融機関の所定利率
- 保証料率 1～6号 年0.80%、7～8号 年0.75%、県短期・県長期保証併用 0.70%
- 保証条件 必要により有担保。保証人は法人代表者のみ。
県制度資金の長期安定保証・短期保証との併用も可能。

③ 中小企業特定社債保証

- 取扱金融機関 各金融機関
- 保証限度額 4億5,000万円（ただし、経営安定保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円）
- 私募債の発行限度額 5億6千万円（保証の割合80%）
- 保証期間 2年から7年（年単位）
- 支払金利 発行体所定利率
- 保証利率 年0.45%～年1.90%
- 保証条件 保証人は共同保証人（金融機関）以外は不要。
原則として保証金額2億円を超える場合は有担保。
問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

◆担保に供するものがなくては、資金は借りられないか

このようなときには、次の制度があります。

1. 緊急経済対策資金（金融環境激変対策枠）

内外の経済変動などの影響を受けている中小企業の方で、担保力がないが企業の体質改善等を図るために資金を必要とする場合、5,000万円以内を、貸付利率年2.0%以内、期間5年以内（うち据置1年以内）、無担保で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）

2. 関連倒産防止資金（取引円滑化枠）（詳しくは22頁参照）

3. 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）（詳しくは22頁参照）

◆県制度資金のうち一般的な設備資金・運転資金にはどのようなものがあるか

設備資金・運転資金には、次のようなものがあります。

○長期安定保証

県内に事業所を有する中小企業の方、又は、県外企業で新たに県内に事務所を設ける中小企業の方が、企業の体質改善や経営基盤の安定を図るため設備の増設や運転資金を必要とする場合に、運転資金は5,000万円以内、設備資金は1億円以内、期間10年以内（うち据置1年以内）、なお、土地・建物を取得する場合は期間15年以内（うち据置1年以内）で融資する制度です。

※その他、規模、目的等に応じた各種制度資金がありますので、県庁金融課、各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課へお問い合わせください。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）

◆既存借入金を一本化し、資金繰りを緩和したい

このようなときは、次の制度があります。

○経営環境改善保証

保証協会の保証を利用している県内中小企業の方で、当該保証付借入金的一本化等によって資金繰りの緩和と新たな運転資金の確保を図ることにより、財務体質の改善が期待される場合に、融資を行う制度です。

●取扱要件 一本化できる既存借入金は、原則として保証付きのもの（ただし、金融安定化特別保証、特別追認保証は除く）とし、新たな運転資金の借入を含むものとする。

●融資限度額 運転資金 5,000万円

●融資期間 15年以内（うち据置期間1年以内）

●融資利率 金融機関所定

◆小口の事業資金を借りたい

このようなときは、次の制度があります。

1. 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）

小規模事業者が商工会議所又は商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫（国民生活事業）から設備資金1,500万円以内、運転資金1,500万円以内を、設備資金は10年以内、運転資金は7年以内（うち据置期間は、設備資金2年以内、運転資金1年以内）、無担保、無保証人、利率1.85%（平成22年5月19日現在）で融資を受けられます。

問い合わせ先 最寄りの商工会議所又は商工会

2. 小口零細企業資金

常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業5人以下）の事業者へ融資する制度です。1,250万円の融資限度額となっており、年利固定2.3%以内となっています。運転資金は7年以内（うち据置1年以内）、設備資金は10年以内（うち据置1年以内）が融資期間となっています。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）

3. 信用組合資金

県内の信用組合の組合員である中小企業者に対し、運転資金2,000万円以内、設備資金2,000

万円以内を、運転資金は7年以内（うち、据置1年以内）、設備資金は10年以内（うち据置1年以内）、年利3.7%以内で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291
県内の各信用組合

◆経営合理化等経営基盤の強化を図るための資金にはどのようなものがあるか

このようなときは、次の制度があります。

1. 日本政策金融公庫国民生活事業（普通貸付）

4,800万円以内を、設備資金は10年以内、運転資金は7年以内で年2.15%（ただし、ご利用期間により変わります）の利率（平成22年5月19日現在）で融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫国民生活事業の最寄り支店（82頁参照）

2. 商工中金（一般貸付など）

商工中金の株主である中小企業の各種団体及びその構成員の方に設備資金（15年以内）・運転資金（10年以内）を融資する制度です。

問い合わせ先 商工中金福島支店 TEL (024) 522-2171
同会津若松営業所 TEL (0242) 26-2617

3. 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）

小規模事業者が商工会議所又は商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫(国民生活事業)から設備資金1,500万円以内、運転資金1,500万円以内を、設備資金は10年以内、運転資金は7年以内（うち据置期間は、設備資金2年以内、運転資金1年以内）、無担保、無保証人、利率1.85%（平成22年5月19日現在）で融資を受けられます。

問い合わせ先 最寄りの商工会議所又は商工会

◆取引先企業が倒産し、売掛債権などが回収不能となったので資金を借りたい

このようなときは、次の制度があります。

1. 関連倒産防止資金（取引円滑化枠）

県内に事業所を有する中小企業者で、倒産した企業と直接又は間接に取引関係にある企業の連鎖倒産を防止するため、原則無担保で融資を行う制度です。

- 対象者 (1) 倒産企業に対し売掛金債権等を有する者。
- (2) 倒産企業に対し売掛金債権等を有する者との取引額が全取引額の10%以上あり、かつ当該企業に対し売掛金債権等を有する者。
- (3) 取引金融機関の破綻等により、一時的に資金繰りに困難をきたしている者。

●融資限度額 運転資金 1,000万円（ただし、債権額の1.2倍以内）

●融資期間 5年以内（据置期間1年以内）

●融資利率 変動 年 1.2%以内

固定 年 1.6%以内

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

2. 関連倒産防止資金（一般枠）

中小企業の方が、倒産した企業に債権があり、その債権の回収が困難な場合に資金の融通を行って関連倒産の防止を図ろうとするもので、2,000万円以内を10年以内（うち据置1年以内）、年利2.0%以内で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）

◆業況回復を図るために資金を借りたい

1. 緊急経済対策資金（経営安定特別資金）

県内に事業所を有する中小企業の方で、国の指定する不況業種に該当し、売上げや利益率等が3%以上減少するなどの要件を満たし、市町村の認定を受けた方を対象に、運転・設備資金5,000万円以内、期間10年以内（うち据置2年以内）、年利固定2.0%以内で融資する制度です。低利、低保証料（年0.7%）、100%保証の制度で、負担が少なく借りやすい制度となっております。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）

2. 緊急経済対策資金（一般枠・金融環境激変対策枠）

県内に事業所を有する中小企業の方で、内外の経済変動などの影響を受けている方が企業の体質改善や経営基盤の安定を図るために設備の増設や運転資金を必要とする場合に、運転資金は5,000万円以内、設備資金は7,000万円以内、変動金利と固定金利の選択制（利率は変動1.5%以内、固定2.2%以内）、期間10年以内（うち据置3年以内）で融資する制度です。

また、同資金の金融環境激変対策枠は、運転・設備資金5,000万円以内、固定年2.0%以内、期間5年以内（うち据置1年以内）で担保力のない方に原則無担保で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）

3. 企業回復応援資金

業種転換や新分野進出に取り組もうとする中小企業者や、財務状況等の改善により業況回復を目指す中小企業者に対し、運転・設備資金2,000万円以内、期間5年以内、年利固定3.0%以内で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）

4. 経営安定貸付

①金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けている中小企業の方の経営安定を図るための融資制度です。

②経営環境変化対応資金

経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少など業況悪化をきたしている中小企

業の方の経営安定を図るための融資制度です。

③取引企業倒産対応資金

取引先企業の倒産により、資金繰りに困難を生じている中小企業の方の経営安定を図るための融資制度です。

利率、取扱期間など、詳細については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店中小企業事業
日本政策金融公庫国民生活事業の最寄り支店
商工中金福島支店及び同会津若松営業所 (82 頁参照)

◆将来性がある産業を営み、経営基盤強化や事業拡大を図りたい

1. 成長産業育成資金

県内に事業所を有するか県外から事業所を設ける中小企業者で、環境・新エネルギー、輸送用機械、半導体、医療・福祉機器、農商工連携、観光等に関連する事業を行う方などを対象に、運転・設備資金 5,000 万円以内、年利固定 2.0%以内（保証無しは 2.5%以内）、期間 10 年内（うち据置 1 年以内）で融資する制度です。

また、経営革新、新連携計画、地域資源活用計画、企業立地計画等の承認を受けた方、次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた方も利用できます。

（経営革新計画、新連携計画 詳しくは 43 頁参照）

（次世代育成支援企業認証制度 詳しくは 56 頁参照）

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80 頁参照)

2. 地域活性化資金

中小企業の方が、地域活性化に資する高度化計画など（知事の承認を受けたもの）に基づく事業を行うために必要な資金を 7.2 億円以内で長期・低利で融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店中小企業事業 TEL (024) 522-9241

◆新技術・新製品の研究開発を行うために必要な資金を借りたい

このようなときは、次の制度があります。

1. 債務保証制度

郡山地域テクノポリス圏域内（郡山市、須賀川市、鏡石町、玉川村、石川町、三春町）の中小企業の方が高度技術の開発又は高度技術を利用した製品の開発を行おうとする場合に、（公財）郡山地域テクノポリス推進機構が 2,000 万円まで借入れ債務の保証を行う制度です。

問い合わせ先 （公財）郡山地域テクノポリス推進機構 TEL (024) 947-4400

2. 新事業育成資金

中小企業の方が、高い成長が認められる新たな事業を行うために必要な資金について、6 億円以内を長期・低利で融資などをする制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店中小企業事業 TEL (024) 522-9241

3. 新事業育成貸付

中小企業の方が、事業実績に乏しいものの技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有するなど、成長・発展の素質が認められる新たな事業を行うために必要な資金について、融資する制度です。

問い合わせ先 商工中金福島支店及び同会津若松営業所 (82 頁参照)

◆情報化・IT 導入に際し必要な資金を借りたい

このようなときは、次のような制度があります。

○IT活用促進資金

情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用・促進を行う中小企業の方に融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店中小企業事業 TEL (024) 522-9241

日本政策金融公庫福島支店国民生活事業 TEL (024) 523-2341

商工中金福島支店及び同会津若松営業所 (82 頁参照)

◆工場移転のための資金を借りたい

このようなときは、次の制度があります。

1. 日本政策金融公庫の各種貸付など

(地域活性化資金)

中小企業の方に 7.2 億円以内で長期・低利で融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店中小企業事業 TEL (024) 522-9241

2. 商工中金 (一般貸付など)

商工中金の株主である中小企業の各種団体及びその構成員の方に移転資金などを融資する制度です。また、高度化協調融資も取り扱っております。

◆工場や店舗などの増改築をしたいが資金にはどのようなものがあるか

このようなときは、次のような制度があります。

1. 長期安定保証など

工場・店舗の増設や従業員の増員、事業の拡大などを図る場合には、一般的な設備資金、運転資金である長期安定保証 (20 頁参照) が利用できます。この他にも、事業者の規模や業種等によっては、小口零細企業資金 (21 頁参照) や成長産業育成資金 (24 頁参照)、信用組合員であれば信用組合資金 (21 頁参照) が利用できます。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

2. 日本政策金融公庫 (企業活力強化資金など)

中小企業の方が工場、店舗等を新築及び増改築したり、機械を購入する場合などに、7.2 億円以内を 20 年以内で年 1.65~2.95% (平成 22 年 5 月 19 日現在) で融資する制度です。特別貸付に該当する場合は貸付金限度が広がる等の措置があります。

3. 日本政策金融公庫国民生活事業（普通貸付）

中小企業の方が工場、店舗等を新築及び増改築したり、機械を購入する場合などに、4,800万円（特定設備 7,200万円）以内を10年（特定設備 20年）以内で年 2.15～3.45%（特定設備年 2.15～3.45%）（平成 22年 5月 19日現在）の利率で融資する制度です。設備内容が特別貸付制度に該当する場合は、貸付金限度が広がるなどの措置があります。

問い合わせ先 日本政策金融公庫国民生活事業の最寄り支店 （82頁参照）

4. 商工中金（一般貸付など）

商工中金の株主である中小企業の各種団体及びその構成員の方が工場・店舗等を新築及び増改築したり、機械を購入する場合に設備資金（15年以内）として融資する制度です。

問い合わせ先 商工中金福島支店及び同会津若松営業所 （82頁参照）

◆設備を新しくしたいが資金にはどのようなものがあるか

このようなときは、次のような制度があります。

1. 小規模企業者等設備資金貸付制度

小規模企業者が機械設備を設置し、経営基盤を強化しようとする場合、その設備の導入に要する金額の2分の1以内で、50万円以上4,000万円以下を無利子で融資する制度です。（中小企業新事業活動促進法、産業活力再生特別措置法などにより、承認・認定された計画に基づく設備の場合は、その設備の導入に要する金額の3分の2以内で66万円以上6,000万円以下）

問い合わせ先 （公財）福島県産業振興センター設備支援グループ TEL (024) 525-4075

2. 小規模企業者等設備貸与制度

〈割賦制度〉

小規模企業者が必要とする機械設備を、（公財）福島県産業振興センターが代わって購入し、割賦損料年 2.5%（平成 22年 4月 1日現在）で機械設備を割賦販売する制度です。

●貸与限度 100万円以上6,000万円以下

●貸与期間 7年以内（ただし、法定耐用年数以内）

〈リース制度〉

小規模企業者が必要とする機械設備をセンターが購入し、リースする制度です。

●限度額 100万円以上6,000万円以下

●リース料率 （平成 22年 4月 1日現在）

| リース期間 | 月額リース料率 | リース総額 |
|-------|---------|----------|
| 3年 | 2.990% | 107.64 % |
| 4年 | 2.296% | 110.208% |
| 5年 | 1.868% | 112.08 % |
| 6年 | 1.592% | 114.624% |
| 7年 | 1.390% | 116.76 % |

問い合わせ先 （公財）福島県産業振興センター設備支援グループ TEL (024) 525-4075

3. 中小企業機械貸与（割賦）制度

中小企業者が必要とする機械設備をセンターが購入し、それを割賦損料年1.90%～2.50%（平成22年4月1日現在）で割賦販売する制度です。

●対象者 中小企業基本法に定める中小企業者又は組合

●貸与限度 50万円以上1億円以下

●貸与期間 7年以内（なお5,000万円超は10年以内、ただし法定耐用年数以内）

問い合わせ先（公財）福島県産業振興センター設備支援グループ TEL（024）525-4075

◆環境保全施設を設置したいが資金にはどのようなものがあるか

このようなときは、次のような制度があります。

1. 福島県環境創造資金

中小企業者などの方が行う環境保全のための施設等の設置・改善、工場・事業場の移転若しくは産業廃棄物処理施設の設置・改善等に必要な資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度です。

●利率 年1.3%

●償還期間 7年以内

●融資限度額 3,000万円以内

（ただし、工場移転3,750万円以内、共同施設6,000万円以内）

問い合わせ先 県庁環境共生課 TEL（024）521-7248

2. 日本政策金融公庫（環境・エネルギー対策資金）

中小企業の方が公害関係法の定めにより、産業公害防止施設の整備、公害防止のための移転を行う資金を7.2億円以内で長期・低利で融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店中小企業事業 TEL（024）522-9241

3. 日本政策金融公庫（環境・エネルギー対策資金—エコアクション21、

温室効果ガス排出削減関連—）

エコアクション21の第三者認証を取得した方、及び所得が見込まれる方、並びに温室効果ガス排出削減に取り組む方へ必要な資金を7.2億円以内で長期・低利で融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店中小企業事業 TEL（024）522-9241

4. 日本政策金融公庫国民生活事業（環境・エネルギー対策資金）

省エネルギー効果の高い設備を導入するか環境対策の促進を図る企業に対して、7,200万円以内（うち運転資金は、4,800万円以内）を長期、低利で融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫国民生活事業の最寄り支店

5. 日本政策金融公庫国民生活事業（地域活性化雇用促進資金）

承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う中小企業者に対し、7,200万円以内を長期、低利で融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫国民生活事業の最寄り支店（82頁参照）

◆中心市街地で店舗の新築や増改築をしたいが、資金にはどのようなものがあるか

このようなときには、次の制度があります。

○街なか再生特別資金

中心市街地の区域内の商業地域（商業地域が定められていない場合は近隣商業地域）等の中で、店舗の新築、増改築などを行う者及び運転資金を必要とする者で、中心市街地の活性化に資すると認められる場合には低利の資金を借りることができます。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80 頁参照)

◆ボーナスや年末に必要な資金を借りたい

このようなときは次のような制度があります。

1. 短期保証

中小企業の方に運転資金 3,000 万円以内を 1 年以内で県内各金融機関から融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80 頁参照)

2. 日本政策金融公庫国民生活事業（普通貸付）

運転資金 4,800 万円以内を 7 年以内、年 2.15～2.35% の利率で小口資金を融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫国民生活事業の最寄り支店 (82 頁参照)

3. 商工中金（年末・益資金）

商工中金の株主である中小企業の各種団体及びその構成員の方に対し、中元期・年末期に必要なとする運転資金（1 年以内）を融資する制度です。

問い合わせ先 商工中金福島支店及び同会津若松営業所 (82 頁参照)

◆中小企業が共同で事業を実施する際の融資制度はあるか

このようなときは、次のような有利な融資制度があります。

○中小企業高度化資金貸付制度

経営規模が小さく資本が少ない中小企業がグループ化し、お互いに協力して協同組合や会社をつくり、事業の共同化、協業化、連鎖化、工場・店舗の集団化、商店街等の近代化事業を進めることを「高度化事業」といいます。

このような事業に対して、国や県では長期・低利の融資を行っています。

高度化資金の貸付けを受けようとするときは、あらかじめ高度化事業計画全体について、診断を受けなければなりません。

この診断は、その高度化事業が国・県が行う中小企業の振興施策に寄与するものであること、及びその計画が事業に参加する中小企業者等の経営体質の改善や業界動向と将来性から判断して

妥当なものであるかを、具体的に検討することが目的です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7276

◆特定農産物の加工に関する資金にはどのようなものがあるか

このようなときは次のような制度があります。

○特定農産加工資金

1. 対象業種もしくは対象企業

●特定農産加工業者（特定農産加工業とは、かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パインアップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、米加工品（米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地、和生菓子（米を原料とするもの）、麦加工品（小麦粉、小麦でん粉、精麦、麦茶）、乳製品、牛肉調整品、豚肉調整品の製造業をいう）

●関連農産加工業者（関連農産加工業とは、果実加工食品、こんにゃく製品、甘しょ加工食品、馬鈴しょ加工食品、米菓、みそ（米又は麦を原材料として使用しているものに限る）、しょうゆ、パン、ビスケット（せんべい（小麦粉を使用しているものに限る）を含む）、冷凍冷蔵食品（生乳又は乳製品を使用しているものに限る）、食肉調整品の製造業をいう）

●特定農産加工業又は関連農産加工業を営む者が組織する法人

●特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定により承認を受け、合併又は出資により設立された法人

2. 資金使途

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく「承認計画」に基づいて行う次の事業に必要な設備の改良・造成・取得、①の事業に必要な特別の費用の支出又は権利の取得など。

① 新商品・新技術の研究開発又は利用

② 事業の転換

③ 生産の共同化、合併、営業の全部若しくは重要部分の譲渡・譲受け等

3. 貸付限度 融資対象事業費の80%（金額に制限なし。）

4. 貸付期間 償還期限15年以内（うち据置3年以内）ただし、10年超に限る

5. 貸付利率 2億7,000万円まで 0.85～1.15%（貸付期間11～15年）

2億7,000万円超え 1.00～1.30%（貸付期間11～15年）

（貸付利率は、平成22年8月18日現在）※貸付利率は貸付期間によって異なります。

6. 返済方法 元金均等又は元利均等償還

7. 担保・保証人 原則として担保及び連帯保証人が必要

8. 申込受付期間 随時

9. 取扱金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫ほか

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TEL (024) 521-3328

◆特定農産物の新規用途開拓に関する資金にはどのようなものがあるか

このようなときは次のような制度があります。

○新規用途事業等資金

1. 対象業種もしくは対象企業

特定農林畜水産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を営む者（特定農林畜水産物とは米、麦（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく政府の売渡しに係るものを除く）、うんしゅうみかん、うんしゅうみかん以外のかんきつ類、りんご、てん菜、さとうきび、こんにゃく芋、かんしょ、ばれいしょ、小豆、いんげん、落花生、たまねぎ、トマト、アスパラガス、スイートコーン、間伐に係るすぎ、ひのき・まつ、しいたけ、生乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、しろぎけ、かつお及びいかをいう）

2. 資金使途

特定農林畜水産物を使用して行う次の事業に必要な施設の改良・造成・取得・特別の費用の支出又は権利の取得など。

新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用

3. 貸付限度 融資対象事業費の80%（金額に制限なし。）

4. 貸付期間 償還期限15年以内（うち据置3年以内）ただし、10年超に限る

5. 貸付利率 1.35～1.55%（貸付期間11～15年）

（貸付利率は、平成22年8月18日現在）※貸付利率は貸付期間によって異なります。

6. 返済方法 元金均等又は元利均等償還

7. 担保・保証人 原則として担保及び連帯保証人が必要

8. 申込受付期間 随時

9. 取扱金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫ほか

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TEL (024) 521-3328

◆HACCP（食品産業品質管理化促進）に関する資金にはどのようなものがあるか

このようなときは次のような制度があります。

○食品産業品質管理高度化推進資金（略称 HACCP 資金）

1. 対象業種もしくは対象企業 食品の製造又は加工の事業を行う者

2. 資金使途

食品製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく「認定高度化計画」に基づいて行う製造過程の管理の高度化を行うために必要な次の施設の改良・造成・取得又は当該施設の利用に必要な特別の費用の支出もしくは権利の取得など。

① 交差汚染防止や清浄度別の区画の分離を行うための障壁、埃対策上必要な陽圧化等を行うための空調施設、排水施設等の整備に対応した建物

② 衛生施設、前室（エアシャワー付き）等の衛生管理施設

③ 自動式記録計等の監視制御システムのための機械・設備

④ ①～③と併せて、認定高度化計画の下で一体的に導入する生産施設

3. 貸付限度 融資対象事業費の80%又は20億円のいずれか低い額

※ ただし資金使途④については既存処理能力の1.5倍以内の事業費又は標準

的な処理能力を有する一連の生産施設の事業費の何れかの額を上限とする。

4. 貸付期間 償還期限 15 年以内（うち据置 3 年以内）ただし、10 年超に限る

5. 貸付利率 2 億 7,000 万円まで（HACCP 対応に必要な施設）

0.85～1.15%（貸付期間 11～15 年）

2 億 7,000 万円超（HACCP 対応に必要な施設）、生産施設

1.00～1.30%（貸付期間 11～15 年）

（貸付利率は、平成 22 年 8 月 18 日現在）※貸付利率は貸付期間によって異なります。

6. 返済方法 元金均等又は元利均等償還

7. 担保・保証人 原則として担保及び連帯保証人が必要

8. 申込受付期間 随時

9. 取扱金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫ほか

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TEL (024) 521-3328

◆食品安定供給施設の整備にはどのような資金があるか

このようなときは次のような制度があります。

○食品安定供給施設整備資金

1. 対象業種もしくは対象企業 食品、飼料の製造・加工もしくは流通の事業を営む者

2. 資金使途

① 他の食料の原料となる基礎食料素材（穀粉、糖類、油脂、でんぷん又は飼料）の製造又は流通の合理化に資する事業に必要な次に掲げる施設の改良、造成又は取得など。

（1）原料又は材料の受入、保管又は供給に必要な施設

（2）製品の製造、保管又は配送に必要な施設

（3）その他製造又は流通の合理化に資する事業に必要な施設及び関連施設

② 動植物性残さ（食品の製造又は加工の事業に伴って生じたものに限る。）を原料又は材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵又は回収のための施設及び関連施設の改良、造成又は取得など。

ただし、施設の改良、造成又は取得に係る対象施設は、十分な公害防止対策が講じられているものに限る。

③ 食品の流通機能の高度化又は食品の流通における高度な品質管理を行う事業（食品の製造又は加工に関するものに限る。）に必要な施設の改良、造成又は取得など。

（注）「食品の流通機能の高度化又は食品の流通における高度な品質管理を行う事業」に必要な施設とは、原料、材料又は製品の集配、保管、分荷、包装、ピッキング、処理加工（温度管理を伴うもの）、集中調理、生体活性保持又は輸送等に必要な施設とする。

④ 食品の製造又は加工の分野において実施される新規事業で次に掲げるもの

（1）高度かつ独自の技術により表 1 の「イからニまで」を満たしている者（満たすことが見込まれる者を含む）。が表 2 の「イ又はロ」に該当する事業を実施するための企業化開発段階以降の技術開発に係る施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得など。

- (2) 表1の「ホかつト」又は「ヘかつト」を満たしている者（満たすことが見込まれる者を含む）が表2の「イ又はロ」に該当する事業を実施するために必要な施設の改良、造成又は取得など。
- (3) 高度かつ独自の技術により市場で独自の地位を確立している者であって、表1の「イからハマで」を満たす者が当該高度かつ独自の技術に関連する技術分野において行う企業化開発段階以降の技術開発に係る施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得など。
- ⑤ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第3項に規定する認定生産製造連携事業計画に基づいて行う次に掲げる事業
- (1) 食品又は飼料の原料又は材料として利用する米穀の配送、受入れ、保管又は供給に必要な施設の改良、造成又は取得
- (2) 米穀を原料又は材料として利用する食品（米穀を原料又は材料とする飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原料又は材料として利用する食品を含む。以下（3）において同じ。）又は飼料の製造、加工又は流通に必要な施設の改良、造成又は取得
- (2) 米穀を原料又は材料として利用する食品又は飼料の需要の拡大に資する企業化開発段階以降の高度な新技術の研究開発又は当該新技術の利用を伴う新商品の開発に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- ⑥ ⑤の（1）又は（2）に掲げる施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる費用の支出
3. 貸付限度 資金使途に応じて貸付を受ける者の負担する額の30～80%
4. 貸付期間 資金使途①～⑥ 償還期限15年以内
(うち据置3年以内)ただし、10年超に限る
5. 貸付利率 資金使途①～⑥ 0.85～1.90%（貸付期間11～15年）
(貸付利率は、平成22年8月18日現在) ※貸付利率は貸付期間によって異なります。
6. 返済方法 元金均等又は元利均等償還
7. 担保・保証人 原則として担保及び連帯保証人が必要
8. 申込受付期間 随時
9. 取扱金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫ほか

表1

| | | |
|---|------------------|---|
| イ | 高度性 | 当該技術が特許又は実用新案に相当する程度の高度性を有すること |
| ロ | 独自性 | 当該技術を生かした製品又は役務が市場において独自のものと評価を得ていること |
| ハ | 積極性 | 同業他社と比較して技術・研究者のウエイトが高い又は売上高に占める研究開発費のウエイトが高いこと |
| ニ | 専門性 | 当該技術が企業の事業活動の広範囲に波及していること |
| ホ | 高度性 (役務に係るもの) | 新技術（上記イかつロを満たす技術）を利用して役務の提供方法を改善していること |
| ヘ | 独自性 | 当該役務又はその提供方法が市場において独自のものと認められる |

| | | |
|---|------------------|-----------------------------|
| | (役務に係るもの) | こと |
| ト | 積極性 (役務に係るもの) | 当該役務の提供により新たな市場の開拓を積極的に行うこと |

表 2

| | |
|---|---|
| イ | 新商品の生産または新たな役務の提供を行う事業 |
| ロ | 生産コストの大幅な引下げ・性能の著しい向上若しくは役務の価格の著しい低下・質の著しい向上等に資する製法、製品又は役務の提供方法に新規性が認められる事業 |

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TEL (024) 521-3328

◆乳業施設に必要な設備資金にはどのようなものがあるか

このようなときは次のような制度があります。

○乳業施設資金

1. 対象業種もしくは対象企業 乳業者
2. 資金使途

飲用牛乳用処理施設、液状乳製品製造施設、クリーム・バター・チーズ・れん乳・アイスクリーム類、発酵乳・乳酸菌飲料製造施設又は流通の合理化に必要な施設の改良・造成・取得など。

3. 貸付限度 融資対象事業費の 70%
4. 貸付期間

償還期限 15 年以内（計画に基づく事業は 20 年以内 いずれも据置 3 年以内）ただし、10 年超に限る。

5. 貸付利率 1.35～1.55%（貸付期間 11～15 年）

（貸付利率は、平成 22 年 8 月 18 日現在）※貸付利率は貸付期間によって異なります。

6. 返済方法 元金均等又は元利均等償還
7. 担保・保証人 原則として担保及び連帯保証人が必要
8. 申込受付期間 随時
9. 取扱金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫ほか

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TEL (024) 521-3328

◆水産加工業に関する資金にはどのようなものがあるか

このようなときは次のような制度があります。

○水産加工資金

1. 対象業種もしくは対象企業 水産加工業を営む者ほか
2. 資金使途

指定魚種を食用加工品の原材料として、新製品・新技術の開発・導入、製造・加工の共同化に必要な施設の改良・造成・取得など。

新製品・新技術の開発、導入等の事業に必要な特別の費用の支出、権利の取得。

水産加工業者が非食品用水産加工品の製造又は加工を行うための施設の取得。

3. 貸付限度 融資対象事業費の80%（金額に制限なし）
4. 貸付期間
償還期限15年以内（うち据置3年以内）ただし、10年超に限る。
5. 貸付利率 年1.00～1.30%（貸付期間11～15年）
ただし、特定事業については、1億2,000万円まで 年0.85～1.15%（貸付期間11～15年）
（貸付利率は、平成22年8月18日現在）※貸付利率は貸付期間によって異なります。
6. 担保・保証人 原則として担保及び連帯保証人が必要
7. 申込受付期間 随時
8. 取扱金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫ほか
問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TEL（024）521-3328

◆食品製造及び流通に関する資金にはどのようなものがあるか

このようなときは次のような制度があります。

○食品流通改善資金（食品生産製造提携事業施設）

1. 対象業種もしくは対象企業 食品製造業者ほか
2. 資金使途
農林漁業投資と併せて行う食品の製造施設・流通施設等の改良造成、又は取得。
3. 貸付限度 融資対象事業費の80%（金額に制限なし）
4. 貸付期間
償還期限15年以内（うち据置3年以内）
5. 貸付利率 年0.85～1.15%（貸付期間11～15年）
（貸付利率は、平成22年8月18日現在）※貸付利率は貸付期間によって異なります。
6. 返済方法 元金均等又は元利均等償還
7. 担保・保証人 原則として担保及び連帯保証人が必要
8. 申込受付期間 随時
9. 取扱金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫ほか

○生販提携資金（食品生産販売提携事業施設）

食品販売業者と農林漁業者が提携して、品質の高い生鮮食品等（*）を消費者に提供することを目的として、産地から小売段階までの一貫した品質管理システムを構築するための事業を支援する資金制度です。

1. 対象者
 - 食品販売業者（**）又はそれらの組織する法人
 - 農林漁業者又はそれらの組織する法人
2. 対象事業
食品流通構造改善促進法の規定により、農林水産大臣の認定を受けた構造改善計画に基づく食品販売業者と農林漁業者の提携事業が対象となります。

【提携事業の要件】

- ① 取引関係が5年以上継続し、5年以内に取引量がおおむね2割以上増加するか、又は取引額が年間3,000万円以上となること。
- ② 流通新技術の導入又は取引等の情報システム化が図られること。
- ③ 消費者情報が産地側へフィードバックされれうこと。

【対象施設】

食品販売業者と農林漁業者との提携事業に必要な、産地から小売段階に至る一連の物流施設等（用地を含む）が対象となります。

●集出荷施設 ●処理加工施設 ●保管配送施設 ●販売施設 ●情報処理施設

3. 年利率 年0.85～1.15%（貸付期間11～15年）

（貸付利率は、平成22年8月18日現在）※貸付利率は貸付期間によって異なります。

4. 融資期間 15年以内（うち据置3年以内）

5. 融資限度 事業費の80%以内

6. 構造改善計画 構造改善計画は、提携する食品販売業者と農林漁業者が共同で作成するものです（公庫が作成のお手伝いをします）。

* ここには加工食品も含まれており、食品販売業者と農林漁業者との間に食品加工工程があっても、安定的な取引契約が締結されていれば本資金の対象となります。

** 一般に製造業者とみなされる業者の皆様でも、食品販売業者として本資金の利用が可能となる場合がありますので窓口までご照会ください。

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TEL (024) 521-3328

◆中山間地域活性化に関する資金にはどのようなものがあるか

このようなときは次のような制度があります。

○中山間地域活性化資金（加工流通）

1. 対象業種もしくは対象企業 中山間地域の農林畜産物を利用して加工流通事業を行う者。
2. 資金使途

次の事業に必要な施設の改良・造成・取得又は特別の費用の支出・権利の取得。

- ① 新製品又は新技術の研究開発又は利用。
- ② 需要の開拓。

3. 貸付限度 融資対象事業費の80%（金額に制限なし）

4. 貸付期間

償還期限15年以内（うち据置3年以内）ただし、10年超に限る。

5. 貸付利率 2億7,000万円まで 年0.85～1.15%（貸付期間11～15年）
2億7,000万円超え 年1.10～1.40%（貸付期間11～15年）

（貸付利率は、平成22年8月18日現在）※貸付利率は貸付期間によって異なります。

6. 返済方法 元金均等又は元利均等償還
7. 担保・保証人 原則として担保及び連帯保証人が必要
8. 申込受付期間 随時
9. 取扱金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫ほか

問い合わせ先 日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TEL (024) 521-3328

◆税についていろいろ相談したい

このようなときは、次の窓口でご相談ください。

1. 国税に関するご相談は、「電話相談センター」又は最寄りの税務署へ

電話による一般的なご質問やご相談は、音声案内により「電話相談センター」におつなぎします（おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます）。

また、税に関する身近な情報を知りたいときは、カンタン便利な国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご利用ください。

2. 地方税のうち県税については、県庁税務課又は最寄りの地方振興局県税部へ、市町村税については、市町村の税務担当課へ

（くらしと県税ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/>）

3. このほか、商工会議所や商工会でも中小企業の皆さんのために税務一般についての指導や相談に応じております。また記帳の機械化（パソコンによる会計）のご相談も受け付けております。

◆中小企業に対する優遇措置を知りたい

（平成 22 年 4 月 1 日現在の法令に基づく）

主なものとしては、次のようなものがあります。

◇個人事業者のための制度

1. 国税や地方税における所得控除額等

| | 国 税 | 地方税 |
|------------------------|--|--------------|
| | 所 得 税 | 個人事業税 |
| 青色申告特別控除額 | 最高 65 万円 | |
| 青色事業専従者給与額 | あらかじめ税務署に届け出た金額の範囲内で、労務の対価として相当と認められる額 | |
| 白色事業専従者控除額 （配偶者の場合） | 50 万円（86 万円） | 50 万円（86 万円） |
| 事業主控除 | | 290 万円 |

2. 青色申告制度

(1) 青色申告とは

一定の帳簿書類を備え付け、所定の事項を記録し、その結果に基づいて申告をすることにより、税金の面で白色申告者に比べて有利な取扱いが受けられる制度です。

(2) 青色申告ができる人

青色申告は、不動産所得、事業所得、山林所得のある人ができます。

(3) 青色申告の特典

青色申告には、次のような特典があります。

①青色申告特別控除

②青色事業専従者給与の必要経費算入

③純損失の繰越しと繰戻しなど

(4) 青色申告をするには

「青色申告承認申請書」を納税地を所轄する税務署に提出し、一定の帳簿をつけることが必要です。

なお、青色事業専従者給与に関する特典の適用を受けようとする場合には、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出する必要があります。

3. 小規模企業共済等掛金控除

事業主が支払った本人の小規模企業共済等掛金は、所得から差し引かれる金額（所得控除）に含まれます。

なお、受取った共済金については、退職所得控除が受けられる場合があります。

◇法人事業者のための一般的な制度

1. 法人税の軽減税率

| | | |
|---------------|--|------------------|
| 普通法人・人格のない社団等 | 資本金1億円超の法人 | 30% |
| | 資本金1億円以下の法人 所得金額 年800万円超の部分 所得金額 年800万円以下の部分 | 30% 22%（軽減税率） |
| 協同組合等 | 所得金額 年800万円超の部分 | 22% |
| | 所得金額 年800万円以下の部分 | 18%（軽減税率） |

（注1）協同組合等＝中小企業等協同組合、商工組合等の各種組合（企業組合及び協業組合を除く。）

（注2）税率は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度の税率です。

2. 留保金課税の軽減措置

特定同族会社（1株主グループの持株割合等が50%を超える会社）に対しては、各事業年度の課税留保金額に特別税率で法人税を課税されることとなっていますが、平成19年4月1日以後に開始する各事業年度については、中小企業の設備投資などの資金となる資金蓄積を促進するために、適用の対象から中小企業（資本金又は出資金の額が1億円以下の会社）を除外することになりました。

（注）資本金又は出資金の額が1億円超の会社は、適用除外の対象とはなっていません。

3. 貸倒引当金の特例

公益法人等及び協同組合等が、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れを行う場合には、法人税法に定める繰入限度額の16%増しの繰入れが認められています。

4. 交際費等の損金不算入額の特例

法人が支出した交際費等は、原則として全額損金不算入となりますが、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人については、一定の限度額の範囲内で損金算入が認められます。

また、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の飲食費を一定の条件で除外することが認められています。

5. 法人事業税（地方税）の標準税率

（平成 20 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度）

（1）外形標準課税非該当法人

| | | 課税標準 | 税率 |
|-----------|------|-------------------------------|------|
| 軽減税率適用法人 | 普通法人 | 所得のうち年 400 万円以下の金額 | 5.0% |
| | | 所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 | 7.3% |
| | | 所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得 | 9.6% |
| | 特別法人 | 所得のうち年 400 万円以下の金額 | 5.0% |
| | | 所得のうち年 400 万円を超える金額及び清算所得 | 6.6% |
| 軽減税率不適用法人 | 普通法人 | 所得及び清算所得 | 9.6% |
| | 特別法人 | 所得及び清算所得 | 6.6% |

（2）外形標準課税該当法人

| | | 課税標準 | 税率 |
|-----------|-------|-------------------------------|-------|
| 軽減税率適用法人 | 所得割 | 所得のうち年 400 万円以下の金額 | 3.8% |
| | | 所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 | 5.5% |
| | | 所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得 | 7.2% |
| 軽減税率不適用法人 | | 所得及び清算所得 | 7.2% |
| | 付加価値割 | 付加価値額 | 0.48% |
| | 資本割 | 資本金等の額 | 0.2% |

（平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度）

法人事業税の税率が引下げられ、地方法人特別税が新たに課税されます。

この地方法人特別税は国税ですが、申告納付は県に行っていただくことになっております。

（1）外形標準課税非該当法人

| | | 課税標準 | 税率 |
|-----------|------|-------------------------------|------|
| 軽減税率適用法人 | 普通法人 | 所得のうち年 400 万円以下の金額 | 2.7% |
| | | 所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 | 4% |
| | | 所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得 | 5.3% |
| | 特別法人 | 所得のうち年 400 万円以下の金額 | 2.7% |
| | | 所得のうち年 400 万円を超える金額及び清算所得 | 3.6% |
| 軽減税率不適用法人 | 普通法人 | 所得及び清算所得 | 5.3% |
| | 特別法人 | 所得及び清算所得 | 3.6% |

| | 課税標準 | 税率 |
|---------|----------|-----|
| 地方法人特別税 | 法人事業税の税額 | 81% |

(2) 外形標準課税該当法人

| | | 課税標準 | 税率 |
|-----------|-------|-------------------------------|-------|
| 軽減税率適用法人 | 所得割 | 所得のうち年 400 万円以下の金額 | 1.5% |
| | | 所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 | 2.2% |
| | | 所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得 | 2.9% |
| 軽減税率不適用法人 | | 所得及び清算所得 | 2.9% |
| | 付加価値割 | 付加価値額 | 0.48% |
| | 資本割 | 資本金等の額 | 0.2% |

| | 課税標準 | 税率 |
|---------|---------------|------|
| 地方法人特別税 | 法人事業税（所得割）の税額 | 148% |

(注)

1. 「外形標準課税該当法人」とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人のうち一定のものをいい、それ以外の法人を「外形標準課税非該当法人」といいます。
外形標準課税該当法人の場合の法人事業税は「所得割」、「付加価値割」、「資本割」の合計となります。
2. 「軽減税率不適用法人」とは 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人をいい、それ以外の法人を「軽減税率適用法人」といいます。
3. 「普通法人」とは、一般の法人、人格のない社団又は財団などをいいます。
4. 「特別法人」とは、中小企業等協同組合、商工組合などの各種組合（企業組合及び協業組合を除く）、医療法人などをいいます。
5. 「付加価値額」とは、報酬給与額（報酬・給与等＋企業年金等の掛金）、純支払利子（支払利子－受取利子）、純支払賃借料（支払賃借料－受取賃借料）、単年度損益（欠損金繰越控除前の所得）の合計をいいます。
6. 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額をいいます。
7. 「税率」は、平成 11 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度に適用される率です。

◇共同化、集団化等を行う場合の特例措置

1. 組合から組合員が土地等を譲り受ける場合の軽減措置
事業協同組合などが、県などから資金の貸付けを受けて他の事業者若しくは事業の共同化等で取得した土地や建物を 5 年以内に組合員に譲り渡したときは、その組合に課せられる不動産取得税が免除されます。
2. 共同施設等に対する課税標準の特例
事業協同組合が、県などから資金の貸付けを受けて取得した建物（共同店舗など）については、その取得価額に対する県などの貸付金額の割合に相当する部分に対して、不動産取得税が軽減されます。

◇その他の措置

1. 中小企業者等の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除

青色申告法人である中小企業者や協同組合などが、一定の要件に該当する新規の機械等を取得し事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において特別償却又は法人税額の特別控除が認められます。

2. 商業基盤施設を設置した者に係る不均一課税

認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る商業基盤施設のうち、総務省令で定めるものを設置した者について、不動産取得税が軽減されることがあります。

なお、同様に固定資産税についても軽減される場合があります。

3. その他の特例

このほか、事業転換する場合、新技術を研究開発する場合の特別措置が講じられております。

詳しくは、最寄りの税務署、地方振興局県税部、市町村、商工会議所、商工会、又は福島県中小企業団体中央会などにお尋ねください。

◆新たに事業を始めたい

このようなときは、次の制度があります。

1. インキュベートルーム（起業支援室）

●福島駅西口インキュベートルーム

ソフト系IT分野を中心としたソフト分野において創業を目指す方や創業間もない企業を対象に、企業活動の場（部屋）を提供するとともに、専門のマネージャー（インキュベーションマネージャー）による一貫した支援により、ハード・ソフト両面による創業支援を行っております。

【インキュベートルーム概要】

| | | | |
|----|--------------|-------------------|------|
| 面積 | シェアードオフィスタイプ | 6 m ² | 8 部屋 |
| | | 10 m ² | 4 部屋 |
| | 個室タイプ | 18 m ² | 2 部屋 |
| | | 34 m ² | 1 部屋 |
| | | 41 m ² | 2 部屋 |

※ 使用料 月額 7,200 円～49,200 円

冷暖房完備、24 時間 365 日利用可能

問い合わせ先・利用申し込み先 県庁産業創出課 TEL (024) 521-7283

特定非営利法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構 TEL (024) 525-4048

●郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター

主として製造業等を中心に、新たに事業を開始しようとする方や新事業に取り組む企業を対象に、大学と連携して新製品の研究開発をする場・プロトタイプ（試作品）を製作する場を提供するとともに、専門のマネージャーによる支援や技術指導員による試作品製作の際の技術指導、更には技術コーディネーターによる大学・公設試験研究機関との連携などによる創業支援を行っております。

【インキュベートルーム概要】

| | | | |
|----|--------|--------------------------|-----|
| 面積 | 実験室タイプ | 42 m ² | 2 室 |
| | 事務室タイプ | 15.0～31.1 m ² | 9 室 |

※使用料 月額 22,500 円～63,000 円

冷暖房完備 24 時間 365 日利用可

問い合わせ・利用申し込み先 (公財) 郡山地域テクノポリス推進機構 TEL(024)947-4400

2. 起業家支援保証

創業者、第二創業者、独立開業者、ベンチャー企業に対し、運転・設備資金 2,000 万円以内を、10 年以内(うち据置 1 年以内)、貸付利率金融機関所定で融資する制度です。

問い合わせ先

県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80 頁参照)

3. 新企業育成貸付

新たに事業を開始しようとする方(開業して概ね 5 年以内の方を含む)に対し、運転資金は 4,800 万円以内を 7 年以内で年 2.40%、設備資金は、7,200 万円以内を 15 年以内で 1.50～3.10% の利率(平成 21 年 4 月 10 日現在)で融資する制度です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫国民生活事業の最寄り支店 (82 頁参照)

4. 小規模企業者等設備資金貸付制度、小規模企業者等設備貸与制度、中小企業機械貸与制度

新たに事業を開始しようとする中小企業者が必要な機械設備を導入する場合に、設備資金の融資や機械設備の貸与(割賦・リース)を行う制度です。

ただし、商工会議所または商工会の経営指導を 6 か月以前から受けていることが必要です。

(詳細は 26 頁参照)

問い合わせ先 (公財) 福島県産業振興センター設備支援グループ TEL (024) 525-4075

5. 新技術・新製品市場開拓支援事業

(公財) 郡山地域テクノポリス推進機構では、テクノポリス圏域内に事業所を有する中小企業者、共同研究グループ及びものづくりインキュベーションセンター入居企業等が自ら所有する優れた新技術、新製品の新規市場開拓や販路拡大につなげることを目的に行う産業見本市などへの出展や市場等の調査、テストマーケティング、アドバイザーの活用など戦略的マーケティングの取り組みに対し、支援しております。

【補助対象経費】

(1) 産業見本市等出店事業

| 経費区分 | 経費の内容 |
|-------|--|
| 出展料 | 展示会等の主催者が定めた展示会に係る小間料 |
| 展示装飾費 | 補助対象者が独自に行う、展示の際に必要な装飾工事費、電気工事費等 |
| 備品使用料 | 展示ブース内で使用するビデオ機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費 |
| 運搬費 | 出展物の輸送に要する経費(通関料等輸出入諸掛を含む) |
| その他 | 補助対象経費として理事長が認めた経費 |

注) 補助対象経費の合計額が 30 万円以上の事業を補助対象とする。

(2) 戦略的マーケティングプラン実施事業

| 経費区分 | 経費の内容 |
|-------------|--------------------------|
| 調査委託費 | 民間調査期間（シンクタンク）等への市場調査委託料 |
| 謝金 | 専門家等に対する謝金 |
| テストマーケティング費 | テストマーケティング経費等 |
| その他 | 補助対象経費として理事長が認めた経費 |

注）補助対象経費の合計額が100万円以上の事業を補助対象とする。

【補助率・補助限度額】

| 事業区分 | 補助率 | | 補助限度額 |
|-------------------|--------|--------|-------|
| 産業見本市等出展事業 | 海外・首都圏 | 3分の2以内 | 50万円 |
| | その他 | 2分の1以内 | 20万円 |
| 戦略的マーケティングプラン実施事業 | 3分の2以内 | | 100万円 |

利用回数や補助の対象となる事業内容について制限がありますので、（公財）郡山地域テクノポリス推進機構（024-947-4400）にご相談願います。

◆新分野進出・経営革新・創造的な事業展開を図りたい

このようなときは、次のような制度があります。

1. ふくしま産業応援ファンドによる助成

県内中小企業等の振興を目的とし、本県の強みである「東北随一の製造業集積」や「特色ある多種多様な地域資源」を活用しながら、新たな技術の開発や事業可能性調査、販路開拓を行う中小企業者等に対して助成を行うことにより、ふくしまの産業振興を『応援』する制度です。

(1) 中小企業者等が行う製造業集積活用型事業

- 「新製造技術（輸送用機械関連、半導体関連など）」「医療福祉機器」「情報通信」「環境」の各分野及びその関連分野を対象に、技術や人材面等における誘致企業と地元中小企業との連携など、県内の製造業集積を活用した中小企業の経営革新、創業等の促進に資する事業を支援します。

| 事業区分 | 助成率 | 助成限度額 | 助成期間 |
|------------|-------|------------|------|
| 技術開発等事業 | 2/3以内 | 10,000千円/年 | 3年以内 |
| 事業可能性等調査事業 | | 2,000千円 | 1年以内 |
| 販路開拓事業 | | 3,000千円/年 | 2年以内 |

(2) 中小企業者等が行う地域資源活用型事業

- 中小企業地域資源活用促進法に基づく県の基本構想に掲げる地域資源をはじめ、広く県内の地域資源を活用した事業を対象に、県内資源のブランド化、県内製品の販売促進、県内への集客促進など、中小企業の経営革新、創業等の促進に資する事業を支援します。

| 事業区分 | 助成率 | 助成限度額 | 助成期間 |
|---------------|--------|------------|-------|
| 技術（地域資源）開発等事業 | 2/3 以内 | 5,000 千円/年 | 3 年以内 |
| 事業可能性等調査事業 | | 2,000 千円 | 1 年以内 |
| 販路開拓事業 | | 3,000 千円/年 | 2 年以内 |

(3) 産業支援機関が行う中小企業育成支援事業

- 県内産業支援機関が行う中小企業育成支援に関する事業のうち、中小企業の経営革新、創業等の促進に資する事業を対象に助成します。

| 助成率 | 助成限度額 | 助成期間 |
|----------|------------|-------|
| 10/10 以内 | 5,000 千円/年 | 3 年以内 |

- 問い合わせ先 (1)は、(公財)福島県産業振興センター技術支援グループ TEL(024)959-1929
(2)は、(公財)福島県産業振興センター経営支援グループ TEL(024)525-4035
(3)は、(公財)福島県産業振興センター総務企画グループ TEL(024)525-4070

2. ふくしま農商工連携ファンドによる助成

農林漁業者と中小企業者等がそれぞれの強みを生かしながら、新商品の開発や販路開拓等に取り組む事業に対して助成を行い、農商工連携による地域産業の高付加価値化を図ります。

(1)農商工連携創出事業

- 新商品や新サービスに関する事業可能性調査や、新たな技術の開発や既存技術を活用した新商品・新サービスの開発、試作品の開発・改良及び試作品の市場評価の収集や展示会への出展など販路開拓に必要な事業等のいずれか又はこれらを組み合わせた事業を支援します。

| 助成率 | 助成限度額 | 助成期間 |
|--------|------------|-------|
| 2/3 以内 | 5,000 千円/年 | 3 年以内 |

(2)農商工連携支援機関による支援事業

- 農商工連携創出事業に取り組む農林漁業者と中小企業者等との連携体の事業化の促進に資する事業を支援します。

| 助成率 | 助成限度額 | 助成期間 |
|----------|------------|-------|
| 10/10 以内 | 3,000 千円/年 | 1 年以内 |

- 問い合わせ先 (1)は、(公財)福島県産業振興センター経営支援グループ TEL(024)525-4035
(2)は、(公財)福島県産業振興センター総務企画グループ TEL(024)525-4070

3. 中小企業経営革新計画の承認

中小企業者や組合などが経営革新計画（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入等に関する計画）を作成し知事の承認を受けると、承認を受けた計画を実施するための低利融資や税制措置等の各種の支援措置を利用することができる制度です。

問い合わせ先 県庁産業創出課 TEL (024) 521-7282

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80 頁参照)

4. 高度化資金貸付制度 (経営革新計画承認グループ事業)

中小企業者などが経営革新計画を作成し知事の承認を受けた場合、承認を受けた計画のうち、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、その他これらに準ずる経営革新に資する事業を行うための資金の 8 割を 20 年以内 (据置 3 年以内) 年利 1.10% 又は無利子で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7276

5. 成長産業育成資金

経営革新計画の承認又は新連携計画の認証を受けた中小企業者が、その事業を行う際に、運転・設備資金 5,000 万円以内で、年利固定 2.0% 以内、期間 10 年以内 (うち据置 1 年以内) で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80 頁参照)

6. 起業家支援保証

新たに創造的な事業活動を行おうとする県内中小企業者で、促進法、旧創造法、産業再生法などの認定を受けた企業に対し、運転・設備資金 5,000 万円以内、期間は 10 年以内 (うち据置 1 年以内)、貸付利率は金融機関所定で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80 頁参照)

7. 企業回復応援資金

業種転換や新分野進出に取り組もうとする中小企業者や、財務状況等の改善により業況回復を目指す中小企業者に対し、運転・設備資金 2,000 万円以内、期間 5 年以内、年利固定 3.0% 以内で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80 頁参照)

◆創業・新分野進出に伴い人材を雇い入れる際の助成制度はあるか

○中小企業基盤人材確保助成金

創業や新分野進出に伴い、新たに基盤人材を雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成します。(この助成金の支給を受けるには、県知事から改善計画の認定を受ける必要がある他、創業や異業種進出に伴う施設又は整備に要する費用が 250 万円以上であることが必要です。)

基盤人材とは次のいずれかにも該当する方です。

●事務的、技術的な業務の企画・立案・指揮を行うことができる専門的知識を有する者または部下を指揮、監督する業務に従事する係長相当職以上の者

●事業主において、年収 350 万円以上 (特別給与等を除く) の賃金で雇い入れられる者

◆学生・主婦、勤労者等個人が少額の資本金で法人組織をつくって、創業したい

中小企業等協同組合法に基づく企業組合があります。企業組合は、個人事業者や勤労者が4人以上集まり、組合自体が一つの事業体となって事業活動を行う組織で、小さな規模で事業を開始するのに適した法人です。また、事業が軌道に乗り従業員と資本金を増やし、事業を拡大していく場合には、株式会社へ組織変更することもできます。

なお、組合員は従来個人の方々だけに限定されていましたが、組合事業をサポートする法人等(株式会社や任意グループ)も加入できるようになりました。

問い合わせ先 福島県中小企業団体中央会 TEL(024) 536-1261

◆創業者のための起業家養成講座を受講したい

このようなときは、次の講座があります。

○創業塾

創業に向けて具体的なプランなどが明確な方を対象として、一定期間内に創業に至るまでに必要な具体的な知識など修得するための講座です。

講座開設期日

| 一般コース | | | |
|---------|---------------|----------|---------------|
| 第1回・第2回 | 平成22年6月26日(土) | 第7回・第8回 | 平成22年7月4日(日) |
| 第3回・第4回 | 平成22年6月27日(日) | 第9回・第10回 | 平成22年7月10日(土) |
| 第5回・第6回 | 平成22年7月3日(土) | | |

場所 ビッグパレットふくしま、コラッセふくしま他

申込及び問い合わせ先 福島県商工会連合会 指導部経営支援グループ TEL(024) 525-3411

◆技術上の問題で公的機関の支援を受けたい

このようなときは、次のところへご相談ください。

○県庁産業創出課

○ハイテクプラザ及び同各技術支援センター (80頁参照)

なお、ハイテクプラザ及び同各技術支援センターでは、「試験研究」の他、「技術相談」「技術開発の支援」「依頼試験」「施設・設備の開放」など各種の技術面の相談に応じております。

◆製品や材料、水質の試験、分析をしてほしい

このようなときは、ハイテクプラザ及び同各技術支援センターをご利用ください。(80頁参照)

◆新技術の開発を進めたいのだが、適当な制度はあるか

このようなときは、次のような制度があります。

1. F/S（フィージビリティ・スタディ）支援制度

郡山地域テクノポリス圏域内の中小企業者等が研究開発及び新事業創出にあたって事前に実現可能性調査を行う場合に、その経費の3分の2以内で100万円を限度に助成します。

問い合わせ先（公財）郡山地域テクノポリス推進機構 TEL(024)947-4400

2. 研究開発助成制度

郡山地域テクノポリス圏域内の中小企業者等が新技術又は新製品の研究開発や、生産工程の合理化又は製品の付加価値化に関する研究開発などを行う場合に、その経費の3分の2以内で300万円を限度に助成します。

問い合わせ先（公財）郡山地域テクノポリス推進機構 TEL(024)947-4400

3. 地域技術起業化助成制度

郡山地域テクノポリス圏域内の中小企業者等が技術革新の進展に即応した技術を製品化、商品化するため、その実現に向けて必要な商品開発、情報収集、市場開拓などの事業を行う場合に、その経費の3分の2以内で500万円を限度に助成します。

問い合わせ先（公財）郡山地域テクノポリス推進機構 TEL(024)947-4400

4. (公財)福島県産業振興センター技術支援部の支援

IT関連、電子計測評価関連、ISO内部監査員養成セミナーなどの各種セミナーの開催、医療福祉機器開発における製品化実現支援・販路の開拓、また知的財産を有効活用するための総合的な支援、その他技術情報提供等の活動を実施しております。

問い合わせ先（公財）福島県産業振興センター技術支援部 TEL(024)959-1929

5. ふくしま次世代医療産業集積プロジェクト

医療福祉機器開発について、これまで得られた研究成果を迅速に製品化させるために必要な製品化実現支援、販路拡大を支援します。併せて、既存産業の高度化を促進し、県内ものづくり企業群を医療機器設計・製造産業クラスターとして全国にPRします。

試作品製作支援：試作品の製作に必要な費用（デザイン設計を含む）を助成します。
(1/2以内補助 上限額100万円)

安全性試験支援：安全性試験（EMC試験、動物実験等）に必要な費用を助成します。
(1/2以内補助 上限額50万円)

6. 産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業

県内に事業所を置く事業者が行う、産業廃棄物の抑制する製造技術、または再利用が進んでいない産業廃棄物の再利用技術開発を対象として、開発経費の一部を補助します。

補助金

新規分 平成22年度新たに募集し、審査により決定

- ・可能性試験枠：本格的研究のための調査研究 補助額3,000千円以内
- ・単年度枠：単年度で事業化できるもの 補助額10,000千円以内

継続分 平成21年度採択先から、審査により決定

- ・単年度枠：単年度で事業化できるもの 補助額10,000千円以内

問い合わせ先 県庁産業創出課 TEL(024)521-7282

◆製品の品質向上や不良品対策、製造工程の改善等を図って、生産効率を上げたい

ハイテクプラザでは、県内中小企業が直面している速やかな解決が必要な「ものづくりに関する技術課題」を公募し、企業に代わってハイテクプラザが課題を解決する研究開発を行い、成果を企業に技術移転する「戦略的ものづくり技術移転推進事業」を実施しております。

問い合わせ先 ハイテクプラザ企画支援部 TEL (024) 959-1741

◆製品化の早期実現のため技術者を紹介してほしい

このようなときは、次のような事業があります。

○新現役マッチング支援

「多方面での事業展開を図るため有能な人材を必要としている中小企業」と、「大手・中堅企業や国の研究機関に在籍し、既に退職又は今後退職を控えている方々の中で、自らの経験・知識・技術・ノウハウなどを活かしたいという意欲を持った方々（新現役）」とのマッチングを行います。（相談や新現役の紹介は無料です。）

問い合わせ先 （公財）福島県産業振興センター 経営支援グループ TEL (024) 525-4039

◆研究・開発のための部屋を借りたい

このようなときは、福島県ハイテクプラザの技術開発室（貸し室）を利用できます。福島県ハイテクプラザ内にあり、プラザの職員等に技術的な支援を受けながら、プラザの試験研究機器を利用した研究・開発を進めることができます。

1. 貸し室のあらまし

面積 38.4 m² 冷暖房完備、24 時間 365 日利用可能

防犯設備 IDカードによる 24 時間入退室管理

2. 入居料

一室 一月 86,620 円（ハイテクプラザとの共同研究による減免措置あり）

問い合わせ先・利用申し込み先

（公財）福島県産業振興センター技術支援部 TEL (024) 959-1929

◆特許等知的財産権について相談したい

このようなときは、ふくしま知的財産支援センター（TEL (024) 959-3351）へご相談ください。

◆特許等知的財産権制度を活用したい

このようなときは、(社)発明協会福島県支部(福島県知的所有権センター)へご相談ください。
ここでは次の業務を行っております。

1. 特許等知的財産権を実用化する企業等の斡旋
2. 他の企業・大学等が保有する特許等の紹介・斡旋
3. 県内企業や大学等研究機関の保有する特許等技術情報の収集・提供
4. 特許等知的財産権に関する相談・指導
5. 特許等知的財産権情報の検索・指導
6. 各種相談会・説明会の開催

斡旋・相談等はすべて無料です。

問い合わせ先 (社)発明協会福島県支部(県ハイテクプラザ内) TEL(024)959-3351

◆農林漁業者と連携して新しい商品を開発したい

- 1 福島県農商工連携ファンドによる助成

農林漁業者と中小企業者等が連携して、それぞれの強みを生かしながら、新商品の開発や販路開拓に取り組む事業、及び農商工連携支援機関による連携体の事業化の促進に資する事業に対して助成し、地域産業の活性化を目指す制度です。

(1) 農商工連携創出事業

県内において、農林漁業を営む者と次のいずれかに該当する方との連携体が行う新商品の開発や販路開拓に取り組む事業を支援します。

- ① 県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者、NPO法人等
- ② 助成事業開始から1年以内に県内において創業しようとしている方
- ③ ①又は②を含むグループ

| 助成率 | 助成限度額 | 助成期間 |
|-------|-----------|------|
| 2/3以内 | 5,000千円/年 | 3年以内 |

(2) 農商工連携支援機関による支援事業

県内の農林水産関係団体、商工関係団体、金融関係団体、産学官連携機関が行う農商工連携創出事業に取り組む農商工連携体を支援する事業を支援します。

| 助成率 | 助成限度額 | 助成期間 |
|---------|-----------|------|
| 10/10以内 | 3,000千円/年 | 1年以内 |

問い合わせ先 (1)は、(公財)福島県産業振興センター経営支援グループ TEL(024)525-4035

(2)は、(公財)福島県産業振興センター総務企画グループ TEL(024)525-4070

◆情報化に対する支援にはどのようなものがあるか

このようなときは、次のような事業があります。

○テクノナレッジネットワーク事業

中小企業庁が全国の公設試験研究機関などで行っている技術相談事例をデータベース化し、インターネットを通じて情報を提供し検索することができるシステムです。福島県の公設試験場であるハイテクプラザからも情報提供しています。

テクノナレッジネットワークの URL <http://www.techno-qanda.net/>

問い合わせ先 県庁産業創出課 TEL (024) 521-7282

◆情報関連での研修制度はあるか

このようなときは、次のような制度があります。

○技術者向け研修事業

(公財)福島県産業振興センター技術支援部(テクノ・コム)では以下のようなIT関連セミナーを行っております。

- ・ Excel 関数講座

既にExcelを使用している方を対象として、関数の便利な使い方を学びます。

- ・ Excel マクロ・VBA講座

ExcelのVBAを初めて使う方を対象に、基礎から学びます。

- ・ Access 初級・中級

Accessを利用する方を対象に、基礎からさらに応用できる技術を学びます。

- ・ 情報セキュリティセミナー

社内ネットワーク管理者を対象に、最新のセキュリティ事情を学びます。

また、これら以外の研修についても多数開催しております。

問い合わせ先

(公財)福島県産業振興センター技術支援部(テクノ・コム) TEL (024) 959-1929

県庁産業創出課 TEL (024) 521-7282

◆従業員の能力を向上させたいが、助成制度はあるか

1. キャリア形成促進助成金制度

計画的な従業員の人材育成に対してキャリア形成促進助成金制度があり、訓練期間中の賃金・経費について一定割合で助成します。

正規職員だけでなく雇用保険対象のパート・派遣従業員等の非正規職員に対してもキャリア形成促進助成金制度が活用できるようになりました。

| | 対象・訓練形態 | 支給額等 |
|---------|---|--------------------------------|
| 訓練等支給付金 | 職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるため、従業員に職業訓練を行う事業主 * : OFF-JT による訓練で 10 時間以上の職業訓練 | 事業主が負担した訓練実施経費及び賃金の 1/3 に相当する額 |

| | | |
|-------------|---|--|
| | 就業規則等を設け、経費の負担・休暇制度を与える事業主であること * : 教育機関実施のものを従業員が自発的に受講する教育訓練 * : OFF-JT による訓練で 10 時間以上の職業訓練 | 事業主が負担した経費及び休暇中の賃金の 1/2 に相当する額 制度導入 (1 回限りで 15 万円) 制度利用 5 万円/人 (20 人まで) |
| | 厚生労働大臣の認定を受けた「実践型人材育成システムによる訓練」を実施する事業主 | OJT と OFF-JT の組み合わせによる訓練 6 ヶ月以上 2 年以下 OJT による訓練 |
| | | 事業主が負担した訓練実施経費及び賃金の 4/5 に相当する額 受講者 1 人につき 1 時間 800 円 |
| 職業能力評価推進給付金 | 年間職業能力開発計画に基づき、厚生労働大臣が定める職業能力検定を従業員に受けされる事業主 | 事業主が負担した職業能力検定の受講料・賃金の 3/4 に相当する額 |

助成金制度の紹介は独立行政法人雇用・能力開発機構 福島センターのホームページの中に掲載しておりますので、ご活用ください。

初めてキャリア形成促進助成金の申請をされる場合は職業能力開発推進者の登録が必要でありますので、福島県職業能力開発協会のサービスセンター (TEL024-525-8680) にご相談願います。

お問い合わせ先

独立行政法人雇用・能力開発機構 福島センター 助成金係 (TEL024-534-3699)

2. 技術高度化研修支援事業

郡山地域テクノポリス圏域内の中小企業者等が、技術力向上による取引拡大や技術経営の確立を図るために、技術者等を研修に派遣する場合、その経費を助成します。

| 対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 | 対象者 |
|--|--|--------|-------|--|
| 1 国県市町村、専門教育研修機関及び関連企業が行う研修事業に参加する場合 (4 日以上) | ①参加に要する旅費・宿泊費 ②研修受講料 ③その他、研修事業等に関連するもの | 2/3 以内 | 50 万円 | ①中小企業の経営者、管理者又は従業員 ②アライアンス形成会議会員企業の代表者又は従業員 ③インキュベーションセンター入居企業の代表者又は従業員 ④その他、理事長が特に認める者 |
| 2 その他、理事長が適当と認めるもの | ①②③の合計は 10 万円以上とする。 | | | |

利用回数や補助の対象となる事業内容について制限がありますので、(公財)郡山地域テクノポリス推進機構 (024-947-4400) にご相談願います。

◆従業員の技術・能力を向上させるため訓練を受けさせたい

○能力開発セミナー

技術革新の時代、技術向上は極めて大切なことで、在職者のため各種のセミナーを実施しています。(機械系、電気・電子系、居住系+オーダーメイド型)

問い合わせ先

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構福島センター
(福島職業能力開発促進センター) TEL (024) 534-3695
- ・いわき職業能力開発促進センター TEL (0246) 26-1231
- ・会津職業能力開発促進センター TEL (0242) 26-0515

◆県立テクノアカデミーで訓練を受けたい

県では、テクノアカデミー郡山・会津・浜において、在職者のために職業能力開発校の施設を活用した短期課程及び職業能力開発短期大学の施設を活用した専門短期課程の技能向上訓練を実施しています。

技能向上訓練は、職業に必要な相当程度の技能を有する労働者に対し、その有する技能の程度に応じて技能を追加し習得させるための訓練です。

訓練科目として資格取得をめざした「電気工事」や「建築」、「機械加工」のコースをはじめ、パソコンによる「ワープロ」「表計算」「建築 CAD」などの技能向上のためのコース及び「精密測定技術」「三次元 CAD による設計」などのコースを実施しています。

| | | |
|--------|--------------|--------------------|
| 問い合わせ先 | 県庁産業人材育成課 | TEL (024) 521-7829 |
| | 県立テクノアカデミー郡山 | TEL (024) 944-1663 |
| | 県立テクノアカデミー会津 | TEL (0241) 27-3221 |
| | 県立テクノアカデミー浜 | TEL (0244) 26-1555 |

◆社内教育を充実させたいので講師を紹介してほしい

このようなときは、次のような事業があります。

○新現役マッチング支援

「多方面での事業展開を図るため有能な人材を必要としている中小企業」と、「大手・中堅企業や国の研究機関に在籍し、既に退職又は今後退職を控えている方々の中で、自らの経験・知識・技術・ノウハウなどを活かしたいという意欲を持った方々(新現役)」とのマッチングを行います。(相談や新現役の紹介は無料です。)

問い合わせ先 (公財) 福島県産業振興センター 経営支援グループ TEL (024) 525-4039

◆社内で教育訓練を計画したが、適切な会場、設備、講師が見つけれ ない

上記のように社内の教育訓練プランづくりでお困りの時にご相談ください。

事業内職業訓練などで、相談、会場・設備の貸与、講師の派遣・紹介などを行っています。

問い合わせ先

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構福島センター
(福島職業能力開発促進センター) TEL (024) 534-3695
- ・いわき職業能力開発促進センター TEL (0246) 26-1231
- ・会津職業能力開発促進センター TEL (0242) 26-0515

◆従業員の持っている技能を適正に評価したい

このようなときは、次の制度をご活用ください。

1. 技能検定制度

技能検定は、労働者の持っている技能を全国的に統一された一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、技能水準の向上を図ることを目的としています。

職種ごとに特級、1級、2級、3級、随時3級、基礎1級及び基礎2級に区分するものと等級を区分しないもの(単一等級)とがあり、電子機器組立て、機械加工、建築大工、造園、写真、調理など136の職種で実施されています。

なお、合格者は「技能士」と称することができ、多くの企業において昇給などの処遇をしており、他の国家試験を受験し、免許を取得する際などにも特典があります。

問い合わせ先 県庁産業人材育成課 TEL (024) 521-7300

県職業能力開発協会(福島市中町8-2) TEL (024) 525-8681

2. 社内検定認定制度

社内検定認定制度は、技術革新の進展や経済のサービス化など社会、経済構造の変化に対応して、国の行う技能検定では対応できない職種や分野について評価する制度であり、認定を受けた社内検定については「厚生労働省認定」と表示することができます。

◆離職者の職業能力開発による再就職支援策を知りたい

○離職者等再就職訓練事業

求職者を対象に、就職に必要な知識や技能を習得するための訓練を実施します。

- ・対象者 公共職業安定所長の職業訓練受講指示等を受けた求職者

問い合わせ先

- | | |
|--------------|--------------------|
| 県庁産業人材育成課 | TEL (024) 521-7829 |
| 県立テクノアカデミー郡山 | TEL (024) 944-1663 |
| 県立テクノアカデミー会津 | TEL (0241) 27-3221 |
| 県立テクノアカデミー浜 | TEL (0244) 26-1555 |

独立行政法人雇用・能力開発機構福島センター

(福島職業能力開発促進センター)

TEL (024) 534-3644

いわき職業能力開発促進センター

TEL (0246) 26-1231

会津職業能力開発促進センター

TEL (0242) 26-0515

◆労務一般について相談したい

このようなときは、次のところでご相談ください。

1. 中小企業労働相談所（県雇用労政課内）

労働条件、労務管理、労使関係など広く労働関係の諸問題についての相談に応じております。

フリーダイヤル 0120-610-145（福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内））

（フリーダイヤルへの相談には、中小企業労働相談員が県庁雇用労政課で対応します）（87 頁参照）

2. 公共職業安定所（ハローワーク）

職業紹介をはじめ、高齢者・障害者から新規学卒者などの雇用対策、雇用保険制度運営、各種労働市場情報の提供などを行っています。（81 頁参照）

3. 労働基準監督署・労働局労働基準部

労働時間・賃金・就業規則・安全衛生などについて、相談に応じております。（81 頁参照）

◆離職者の生活・就労相談をしたい

○ふくしま求職者総合支援センター

「住居を確保するための情報がほしい。」、「生活資金の融資制度に関する情報がほしい。」
「再就職するための能力向上に関する情報がほしい。」などの相談業務を行います。

問い合わせ先

ふくしま求職者総合支援センター

・郡山窓口（ふくしま地域共同就職支援センター内）TEL (024) 995-5057

・福島窓口（ふるさと福島就職情報センター隣）TEL (024) 525-2510

◆労働力を確保するために魅力ある職場づくりをしたい

このようなときは、次の制度があります。

○中小企業者又は事業協同組合などが、雇用管理の改善に関する計画を作成して、中小企業労働力確保法による知事の認定を受け、その改善計画に従って雇用管理改善事業を実施する場合には、次のような支援を受けることができます。

1. 中小企業人材確保推進事業助成金（団体対象）

2. 中小企業基盤人材確保助成金（詳細は 44 頁）

問い合わせ先

県庁雇用労政課 TEL (024) 521-7290

独立行政法人雇用・能力開発機構福島センター TEL (024) 534-3699

◆優秀な人材を確保したい

○ふるさと福島就職情報センター

首都圏等から優れた人材を本県に誘導するとともに、県内人材の県内就職を促進するため、就職相談・職業紹介等を行う窓口を設置し、企業の人材確保にかかる支援等を行います。

ふるさと福島就職情報センター ・福島窓口 TEL (024) 525-0047
・東京窓口 TEL (03) 3545-6140

○ふくしま就職応援センター

県内4カ所に就職相談・職業紹介等を行う窓口を設置し、企業の人材確保や求職者の支援等を行います。

ふくしま就職応援センター ・白河窓口 TEL (0248) 27-0041
・会津若松窓口 TEL (0242) 27-8258
・南相馬窓口 TEL (0244) 23-1239
・いわき窓口 TEL (0246) 25-7131

◆新規学卒者が職場に定着するようにしたい

○若年者の職場定着支援事業（若年者地域連携事業）

新規学卒の新入社員及び勤続3年程度の就業者を対象としたセミナーを開催します。

また、勤続3～5年目の若手社員や中堅社員向けのセミナーも実施します。

問い合わせ先 富士通エフ・オー・エム（株） TEL (024) 523-5707
福島労働局職業安定課 TEL (024) 528-0366

◆労働災害の防止、職場環境の改善、健康づくりをしたい

このようなときは、次の制度があります。

1. 団体安全衛生活動援助事業（たんぼぼ計画）

常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場の団体で、中央労働災害防止協会の登録を受けた団体が安全衛生水準の向上のために実施する経営者安全衛生講習会、安全衛生管理活動、安全衛生教育、機械整備安全化、特殊健康診断、安全衛生診断などの事業を2年間にわたって支援するものです。

さらに団体が安全衛生活動を継続して行う上で必要な活動体制整備のための支援が1年間あります。

問い合わせ先 福島労働局又は所轄労働基準監督署 (81頁参照)

中央労働災害防止協会福島県支部

福島市本町5-8 福島第一生命ビル3F TEL (024) 522-6717

2. 小規模事業場産業保健活動促進支援事業（産業医共同選任事業）

常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が、共同で産業医を選任し、当該産業医から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管

理などを促進することを奨励するため、3ヵ年を限度に一定額の助成金を支給する制度です。

問い合わせ先 福島産業保健推進センター

福島市栄町6-6 ユニックスビル9階 TEL (024) 526-0526

福島労働局又は所轄労働基準監督署 (81頁参照)

3. THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)取組の支援

「事業場における労働者の健康保険増進のための指針」に基づき、職場における心とからだの健康づくり(THP)を推進するため、スタッフ養成及びTHPをサポートする外部機関(労働者健康保持増進サービス機関・指導機関)の活用等による体制整備の支援を行います。

問い合わせ先 中央労働災害防止協会 TEL (03) 3452-6841

福島労働局又は所轄労働基準監督署 (81頁参照)

4. 事業場における産業保健活動の支援

事業者及びそこで働く労働者に対する保健指導、健康相談等のサービスを提供します。

福島産業保健推進センター(労働者50名以上の事業場対象)

地域産業保健センター(労働者50名未満の事業場対象)

問い合わせ先 福島労働局又は所轄労働基準監督署 (81頁参照)

福島地域産業保健センター

〒960-8002 福島市森合町10-1 福島市医師会内 024-534-2290

郡山地域産業保健センター

〒963-8024 郡山市朝日2丁目15-1 郡山医師会内 024-922-8087

いわき地域産業保健センター

〒973-8402 いわき市内郷御厩町4丁目123 いわき市医師会内 0246-27-7257

会津地域産業保健センター(会津事務所)

〒965-0876 会津若松市山鹿町4-29 会津若松医師会内 0242-27-0528

会津地域産業保健センター(喜多方事務所)

〒966-0802 喜多方市桜が丘1-149-2 喜多方医師会 0241-22-8234

白河地域産業保健センター

〒961-0054 白河市字北中川原313 白河医師会内 0248-23-3701

須賀川地域産業保健センター

〒972-0839 須賀川市弘法担19 須賀川医師会内 0248-73-3723

相馬地域産業保健センター

〒975-0002 南相馬市原町区東町1丁目82 相馬郡医師会内 0244-23-6806

双葉地域産業保健センター

〒979-1112 双葉郡富岡町中央2丁目25 (社)富岡労働基準協会内 0240-22-0033

◆社内規定の見直しを図りたい

このようなときは、次のような事業があります。

○新現役マッチング支援

「多方面での事業展開を図るため有能な人材を必要としている中小企業」と、「大手・中堅企業や国の研究機関に在籍し、既に退職又は今後退職を控えている方々の中で、自らの経験・知識・技術・ノウハウなどを活かしたいという意欲を持った方々（新現役）」とのマッチングを行います。（相談や新現役の紹介は無料です。）

問い合わせ先 （公財）福島県産業振興センター 経営支援グループ TEL (024) 525-4039

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

このようなときは、次の制度があります。

○ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣

社会保険労務士をアドバイザーとして無料で事業所等に派遣します。

1. 派遣対象となる企業

仕事と生活の調和が図られる職場環境を整備することにより誰もが働きやすい職場づくりを目指す企業で、常時雇用する従業員数が300人以下の企業

2. 派遣企業数及び回数

浜通り・中通り・会津地方各3社 合計9社（1企業につき2回）

3. 派遣内容

- (1) 企業管理者のワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- (2) 一般事業主行動計画の策定や就業規則改正等に関する助言、指導等
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関する企業内研修の講師
- (4) その他ワーク・ライフ・バランスの推進に関する指導、助言等

問い合わせ先 県庁雇用労政課 TEL (024) 521-7289

◆次世代育成支援企業認証制度とは

少子・高齢化の急速な進行の中で、育児や介護と仕事が両立できる職場環境や男女がともに働きやすく仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境が求められています。県では、このような職場環境づくりに取り組んでいる企業が社会的に評価されるよう認証し、積極的に広報します。なお、認証された企業は、企業イメージの向上や優秀な人材の確保に向けたPRに活用することができます。また、「成長産業育成資金」の融資対象にもなっています。

1. 「子育て応援」中小企業認証

(1) 対象企業

県内に本社又は主たる事務所がある中小企業（常時雇用者が300人以下の企業）

(2) 認証基準

次の3要件全てを満たした中小企業を認証します。

- ①一般事業主行動計画を策定し、実践していること。
- ②労働者が利用しやすい両立支援制度となるように計画策定時に労働者の意見聴取などを行っていること。
- ③計画策定後、育児休業取得者又は育児のための短時間勤務制度等の利用者が生じたこと。

2. 「仕事と生活の調和」推進企業認証

(1) 対象企業

県内に本社又は主たる事務所がある企業

(2) 認証基準

「仕事と家庭の両立支援」、「パートタイム労働者の公正処遇」、「職場における男女共同参画」の取組みについて指標化したチェック表により一定のポイント以上となる企業を認証します。

問い合わせ先 県庁雇用労政課 TEL (024) 521-7289

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課 (80 頁参照)

◆次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた企業への融資制度とは

1. 成長産業育成資金

県次世代育成支援企業認証制度の「子育て応援」中小企業認証又は「仕事と生活の調和」推進企業認証を受けた方を対象に、運転・設備資金 5,000 万円以内、年利固定 2.0%以内、期間 10 年以内（うち据置 1 年以内）で融資する制度です。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

2. 保証料率の割引

次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた方は、全制度で保証料率が 0.05%割引がかかります。

問い合わせ先 県庁金融課 TEL (024) 521-7291

◆労働時間を短縮したい

近年、時間外・休日労働時間が 1 月当たり 100 時間を超えるような長時間労働者が増加しています。

事業主の皆様には、従来の労働時間対策（週 40 時間制の遵守、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進）に加え、フレックスタイム制や裁量労働制等の弾力的な労働時間制度を導入する等して、労働時間短縮に積極的に取り組まれますようお願いいたします。

1. 週法定労働時間

| 規 模・業 種 | 10 人以上 | 1～9 人 |
|---------------|--------|-------|
| 製造業 (1 号) | 40 | 40 |
| 鉱業 (2 号) | 40 | 40 |
| 建設業 (3 号) | 40 | 40 |
| 運輸交通業 (4 号) | 40 | 40 |
| 貨物取扱業 (5 号) | 40 | 40 |
| 林業 (6 号) | 40 | 40 |
| 商業 (8 号) | 40 | 44 |
| 金融広告業 (9 号) | 40 | 40 |
| 映画・演劇業 (10 号) | 40 | 44 |

| | | |
|--------------|----|----|
| 通信業 (11号) | 40 | 40 |
| 教育研究業 (12号) | 40 | 40 |
| 保健衛生業 (13号) | 40 | 44 |
| 接客娯楽業 (14号) | 40 | 44 |
| 清掃・と畜業 (15号) | 40 | 40 |

(注) 業種分類(1～15号)は、労働基準法別表第1に掲げる分類によります。規模については、企業全体の規模という意味ではなく、工場、支店、営業所等の個々の事業場ごとの規模をいいます。

2. 年次有給休暇制度

6ヵ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤したとき、有給休暇を付与しなければなりません。

年次有給休暇の最低付与日数は、次のとおりとなります。

| | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 勤続年数 | 6ヵ月 | 1年 6ヵ月 | 2年 6ヵ月 | 3年 6ヵ月 | 4年 6ヵ月 | 5年 6ヵ月 | 6年 6ヵ月 | 7年 6ヵ月 | 8年 6ヵ月 | 9年 6ヵ月 |
| 付与日数 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日(6年6ヵ月以上) | | | |

●所定労働日数の少ない労働者に対する比例付与日数

年次有給休暇制度には、パートタイム労働者など、所定労働日数の少ない労働者を対象とする比例付与制度があります。

比例付与日数は次のとおりとなります。

| 週所定労働日数 | 1年間 の所定 労働日 数 | 勤続年数 | | | | | | |
|---------|------------------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| | | 6ヵ月 | 1年 6ヵ月 | 2年 6ヵ月 | 3年 6ヵ月 | 4年 6ヵ月 | 5年 6ヵ月 | 6年 6ヵ月 以上 |
| 4日 | 169日～ 216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 121日～ 168日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73日～ 120日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 48日～ 72日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

3. 時間外、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金

事業主は労働者に時間外労働、休日労働及び深夜労働を行わせた場合には次のとおり割増賃金を支払わなければなりません。

| 項目 | 内容 | 割増率 |
|-------|--------------|--------|
| 時間外労働 | 法定労働時間を超える労働 | 2割5分以上 |

| | | |
|------|------------------|--------|
| 休日労働 | 法定休日の労働 | 3割5分以上 |
| 深夜労働 | 午後10時から午前5時までの労働 | 2割5分以上 |

※1か月の時間外労働と割増賃金

～4.5時間 2割5分以上

4.5時間超～ 労使で時間短縮・割増賃金率を引き上げ（努力義務）

6.0時間超～ 5割以上、引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能
（中小企業は適用猶予）

問い合わせ先 福島労働局又は所轄労働基準監督署 （81頁参照）

4. 職場意識改善助成金

中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る2カ年の計画（職場意識改善計画）を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に対して、助成金を支給する制度です。

次のいずれにも該当する事業主を対象としています。

①労災保険の適用事業主であること。

②資本金又は出資の総額が3億円（小売業・サービス業は5,000万円、卸売業は1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者数が300人（小売業50人、卸売業・サービス業は100人）以下である事業主であること。

③職場意識改善計画を策定の上、都道府県労働局長に届け出し、認定を受けた事業主であること。

④職場意識改善計画に基づき、職場意識改善に係る措置を行った結果、効果的に実施した事業主であること。

⑤③及び④に基づく措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

問い合わせ先 福島労働局（81頁参照）

5. 新規起業事業場就業環境整備事業

就業環境を整備するための情報やノウハウを十分に有していない、事業を始めて概ね5年以内の事業主を対象に労働時間制度や安全衛生管理に詳しい専門家である就業環境整備指導員が、会社を訪問し、会社の実態に応じた就業環境の整備について、無料でアドバイスいたします。

次のような事業主の皆さんを対象としています。

①それまでの事業とは異なる業種へ進出してから5年以内の事業主の方

②会社を設立又は分社化し独立してから5年以内の事業主の方

③初めて労働者を雇い入れてから5年以内の事業主の方

問い合わせ先 （社）全基連福島支部・（社）福島県労働基準協会 TEL（024）522-6717

◆環境マネジメントシステムを構築したい

このようなとき、以下の認証登録制度があります。

認証をうけることにより、環境負荷の低減、組織のイメージアップ、職員の環境保全意識の改革、業務の改善、省エネ等によるコスト削減等の効果が期待されます。

1. ISO14001

(1) 概要

企業等の組織体がPDCAサイクル（Plan、Do、Check、Action）により、継続的に環境に調和した行動をとっていくためのシステム（環境マネジメントシステム）に関する国際規格です。

(2) 取得の方法

ISO14001の認証を取得するためには、ISO14001の規格に適合した仕組みを構築するとともに、(社)日本適合性認定協会（JAB）が認定した審査登録機関の審査に合格する必要があります。また、認証取得後も定期サーベイランス等の審査が必要となります。

問い合わせ先 (社)日本適合性認定協会 TEL (03) 3442-1210
県庁環境共生課 TEL (024) 521-7248

2. エコアクション21

(1) 概要

ISO14001規格をベースとしつつ、中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定しています。

(2) 取得の方法

環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、公表することとなります。

所定の審査をうけ、かつ判定委員会の審議により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

問い合わせ先 (財)地球環境戦略研究機関持続性センター
エコアクション21事務局 TEL (03) 3509-7903
県庁環境共生課 TEL (024) 521-7248

◆中小企業倒産防止共済制度とは

中小企業の方がその取引先企業の倒産により、売掛代金の回収困難や金融機関からの割引手形の買戻し請求等から資金繰りが苦しくなり、不幸にして自らも倒産のやむなきに至る例が少なくありません。

中小企業倒産防止共済制度は、こうした取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業者自身が倒産する事態を防止するために、あらかじめ掛金を積みたてておき、もしも取引先企業が倒産した場合にはその積みたてられた掛金を財源として、掛金の10倍の範囲内で無担保、無保障、無利子で共済金の貸付が受けられるものです。

1. 加入できる方

引き続き1年以上事業を行っている中小企業者であって、

- (1) 個人の事業者又は会社で次表の「資本金などの額」又は「従業員数」のいずれかに該当する者
- (2) 企業組合、協業組合
- (3) 事業協同組合、又は商工組合で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

| 業 種 | 資本金などの額 | 従業員数 |
|--|---------|--------|
| 製造業・建設業・運送業・その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

2. 掛 金 の 額

加入者は毎月の掛金として5,000円から80,000円までの5,000円きざみの掛金の中から自由に選ぶことができ、掛金総額が最高320万円になるまで積み立てられます。

問い合わせ先 福島県中小企業団体中央会 TEL (024) 536-1261

最寄りの商工会議所又は商工会、金融機関本支店

◆中小企業者向けの火災共済に加入したい

このようなときは、次の制度があります。

○福島県火災共済制度

中小企業者が、お互いの力で、火災、風水害等による損害を助け合う組織が火災共済です。

特色・営利事業でないので掛金が安く手続きが簡単です。

- ・罹災した場合の支払は迅速です。

- ・木造などは7,500万円、耐火建造物は7.5億円まで契約できます。

問い合わせ先 最寄りの商工会議所（一部地域を除く）、商工会、

福島県火災共済協同組合 TEL (024) 526-1027 (代)

◆中小企業退職金共済制度とは

企業独自に退職金制度を持つことが困難な中小企業に、国の援助で、大企業と同じような退職金を支払うことができるようにすることを目的としてつくられた制度です。

| 加入資格者 | 掛金支払者 | 掛 金 月 額 | 特 典 |
|----------|-------|------------------------|-----------------------|
| 中小企業の従業員 | 事業主 | 16種類 5,000円～30,000円 | 1. 掛金は損金又は必要経費として全額免税 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | ※なお、短時間労働者に限り、2,000 円、3,000 円、4,000 円の特例掛金が認められます。 | 2. 掛金については、 ①新しく中退共制度に加入する事業主に掛金の2分の1（上限5,000 円）を1年間、国が助成 ②掛金月額（18,000 円以下）を増額する事業主に増額分の3分の1を1年間、国が助成するなど、有利な内容となっています。 |
|--|--|--|---|

問い合わせ先

中退共仙台相談コーナー

TEL (022) 263-8651

申込先 県内各金融機関

◆事業主に退職金共済制度はあるか

このようなときは、次の制度があります。

○小規模企業共済制度

小規模事業者のための退職金制度で、事業をやめたとき、死亡、老齢あるいは役員を退職するとき共済金が支払われます。

加入できるのは、常時使用する従業員が20人（商業、サービス業は5人）以下の事業主及び会社役員の方です。

- 特色
- ・安全、確実、少ない掛金で大きな保障が得られます。
 - ・掛金全額が所得控除され、所得税、住民税が安くなります。
 - ・積立掛金の範囲で即日貸付が受けられます。

問い合わせ先 福島県中小企業団体中央会、最寄りの商工会又は商工会議所、
金融機関本支店（82頁参照）

◆雇用保険制度とは

1. 雇用保険について

事業規模や法人・個人事業所の区別なく、原則として、従業員を1人でも雇っている事業所は必ず労働保険（雇用保険と労災保険を指す）に加入しなければなりません。

雇用保険の給付制度には、労働者を対象とする失業等給付、主に事業主を対象とする雇用保険二事業があります。

2. 失業等給付

(1) 求職者給付

労働者が失業した場合に、その生活の安定を図るとともに、失業者の求職活動を容易にするために支給されるもので、一般求職者給付、高齢求職者給付、短期雇用特例求職者給付、日雇労働求職者給付があります。

(2) 就職促進給付

失業者の多様な早期就業を促進するために支給されるもので、就業促進手当（就業手当、

再就職手当、常用就職支度手当)、移転費、広域求職活動費があります。

(3) 教育訓練給付を受けるために受講者本人が教育訓練施設に対して支払った教育訓練経費に対して、一定の割合を給付するものです。

(4) 雇用継続給付

高齢者や女性の職業生活の円滑な継続を援助・促進するためのもので 65 歳未満の方が 60 歳到達時の 75%未満の賃金で雇用されている場合に支給される高年齢雇用継続給付、育児や介護のために休業を取得した場合に支給される育児休業給付、介護休業給付があります。

問い合わせ先 各ハローワーク (81 頁参照)

3. 雇用保険二事業

失業の予防や雇用機会の増大などを図るための雇用安定事業、労働者の能力の開発と向上を促進するための能力開発事業を行っています。

雇用保険二事業の各種給付金は、雇用保険適用事業所の事業主に対して支給されるものです。

(1) 雇用安定事業

雇用調整助成金、労働移動支援助成金、定年引上げ等奨励金、特定求職者雇用開発助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、若年者雇用促進特別奨励金など

(2) 能力開発事業

雇用・能力開発機構が行う公共職業訓練施設の設置運営、都道府県が行う公共職業訓練への補助、及び次のような事業主などの行う職業訓練への助成制度があります。

キャリア形成促進助成金、職場適応訓練委託費など

※なお、労働保険料の滞納や助成金の不正受給があった場合、労働基準法などの労働関係法令の著しい違反があった場合等には、各種助成金は不支給となります。

◆雇用調整を行う事業主への助成措置は

景気変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を一時的に休業等又は出向させる事業主に対し、休業等に係る手当や出向に係る賃金等の負担の一部を助成するもので、労働者の失業の予防を目的としています。

○雇用調整助成金

支給額：休業等に係る手当として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の 2/3

雇用調整助成金は次の各項に該当する場合に支給されます。

1. 雇用保険の適用事業の事業主

2. 事業活動を示す指標が次のいずれかを満たすこと。

a 売上高又は生産量の最近 3 か月間の月平均値がその直前 3 か月間又は前年同期に比べ 5% 以上減少していること。

b 売上高又は生産量の最近 3 か月の月平均値が前々年同期に比べ 10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること。(ただし、対象期間の初日が平成 22 年 12 月 13 日までにあるものに限りです。)

3. 対象被保険者に対して休業又は教育訓練等を行うこと、など。

問い合わせ先 各ハローワーク (81 頁参照)

○中小企業緊急雇用安定助成金

支給額：休業等に係る手当として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の 4/5

中小企業緊急雇用安定助成金は次の各項に該当する場合に支給されます。

1. 雇用保険の適用事業の中小企業事業主
2. 事業活動を示す指標が次のいずれかを満たすこと。
 - a 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が、その直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。(ただし、直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可。)
 - b 売上高又は生産量の最近3か月の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること。(ただし、対象期間の初日が平成22年12月13日までにあるものに限ります。)
3. 対象被保険者に対して休業又は教育訓練等を行うこと、など。

問い合わせ先 各ハローワーク (81 頁参照)

◆建設労働者の雇用改善のための助成措置は

建設労働者の雇用の改善・能力の開発・向上と福祉の増進を図るため、事業主又はその団体が次に掲げる雇用改善の事業を行う場合、雇用・能力開発機構は、一定額の助成金を支給します。

1. 建設教育訓練（認定訓練・技能実習・通信教育訓練・受講援助等）
2. 建設事業主雇用改善推進事業
3. 建設事業主団体雇用改善推進事業

助成金についての支給手続等については、雇用・能力開発機構福島センターまでお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 独立行政法人雇用・能力開発機構福島センター TEL (024) 534-3699

◆新たに高年齢者を雇い入れた場合の助成措置は

このようなときには、次の制度があります。

○特定求職者雇用開発助成金（就職困難者雇用開発助成金、高齢者雇用開発特別奨励金）

60歳以上の求職者を安定所又は適正な運用の期することのできる無料、有料の職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成するもので、高年齢者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

なお、労働保険料の滞納や助成金の不正受給があった場合、労働基準法などの労働関係法令の著しい違反があった場合などは不支給となります。

助成の額：大企業 50 万円、中小企業 90 万円（ただし、短時間労働者の場合は、大企業 30 万円、中小企業 60 万円）

助成期間：1年間

問い合わせ先 各ハローワーク (81 頁参照)

◆高年齢者が共同で事業を開始し、新たに従業員を雇う場合の助成措置

は

45歳以上の高年齢者等3人以上が、自らの職業経験等を活用すること等により、共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した経費の一定範囲の費用について支給されます。

1. 支給対象となる事業主

高年齢者等共同就業機会創出助成金（以下「助成金」といいます。）は、次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること
- (2) 3人以上の高齢創業者（※）の出資により新たに設立された法人の事業主であること
- (3) 上記（2）の高齢創業者のうち、いずれかの者が法人の代表者であること。
- (4) 法人の設立登記の日から高年齢者等共同就業機会創出事業計画書（以下「計画書」といいます。）を提出する日まで、高齢創業者の議決権（委任によるものを除きます。）の合計が総社員又は総株主の議決権等の過半数を占めていること。
- (5) 支給申請日までに、高年齢者等（45歳以上 65歳未満）を雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）として1人以上雇い入れ、かつ、その後も継続して雇い入れていること。
- (6) 法人の設立登記の日以降当該法人の最初の事業年度末における自己資本比率（自己資本を総資本で割り、100を乗じた比率）が、50%未満である事業主であること
- (7) 計画書を都道府県雇用開発協会を経由して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ提出し、認定を受けた事業主であること
- (8) 法人の設立登記の日から6か月以上事業を営んでいる事業主であること。
- (9) 継続性を有する事業計画に基づき事業を行う事業主であること
- (10) 事業実施に必要な許認可を受ける等、法令を遵守し適切に事業を運営する事業主であること
- (11) 事業の開始に要した経費であって、助成対象となる経費を支払った事業主であること。

(※)高齡創業者とは、次のいずれにも該当する者をいいます。

①法人の設立登記の日において、45歳以上の者であること。

②法人の設立登記の日から起算して1年前の日から当該法人の設立登記の日の前日までの期間に離職した者のうち、直近の離職理由が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された者、正当な理由がなく、自己の都合によって退職した者（退職時の年齢が60歳以上の者にあつては、正当な理由がなく自己の都合によって退職した者を除く）、個人事業主であった者及び法人の役員（雇用労働者であった者を除く。）でない者であること。

最終就業経歴が雇用労働者であった者のうち、計画書を提出する日の属する年の前年の所得証明書の給与収入の額が103万円以下であった者については、無職であったものとしてします。

③法人の設立登記の日から助成金の支給申請日まで、報酬の有無、常勤・非常勤の別を問わず当該法人以外の法人役員（清算人を含む。）、雇用労働者若しくは個人経営者等でない者であること。

④当該法人の設立時の出資者であつて、法人の設立登記の日から継続して、当該法人の業務に日常的に従事していること。

2. 支給対象経費

支給対象経費（人件費その他対象とならない経費があります。）は、次のとおりとなります。なお、助成金を申請する法人と高齡創業者間等、一定の範囲内の者との取引に要した経費は支給対象外経費となります。

(1) 法人設立に関する事業計画作成経費その他の法人設立に要した経費（150万円を限度、また、法人の設立に必要な最低限の期間（法人の設立登記前概ね1か月程度。以下「設立準備期間」といいます。）に費用が発生したものに限り。）

イ. 法人設立に関する経営コンサルタント等の相談経費（雇用管理にかかる相談経費を除きます。50万円を限度とします。）及び法人の設立登記等に要した費用（その設立準備期間内、又は法人の設立登記の日から起算して6か月の期間内に支払いが完了したものに限り。）

ロ. 高齡創業者が法人の設立や事業開始のために不可欠な知識を習得するための講習又は相談に要した経費（税務や資金繰り等、起業に関する一般的な知識を付与するもので、経営コンサルタント等の相談及び事業内容に関する講習等を除きます。また、法人の設立登記の日から起算して6か月の期間内に支払いが完了したものに限り。）

ハ. その他の法人の設立にかかる必要最低限の経費（法人の設立登記の日から起算して6か月の期間内に支払いが完了したもので、管理業務に関するものに限り。）

(2) 法人の運営に要する経費（法人の設立登記の日から起算して6か月の期間内に費用が発生し、支払いが完了したものに限り。）

イ. 職業能力開発経費

事業を円滑に運営するために必要な、役員及び従業員に対する教育訓練経費等（経営コンサルタント等の相談経費は除きます。）

ロ. 設備・運営経費

事業所の改修工事費、設備・備品、事務所賃借料（6か月を限度とします。）、広告宣伝費等

ただし、労働者の派遣費用、不動産の購入費、建物の新築・増築費、原材料・商品等の購入費、事務所等の賃借にかかる敷金、特許権・営業権等の独占的使用権等の取得費用、各種税金、保険料等は対象外となります。

3. 計画書提出時期

助成金を受けようとする事業主（以下「申請事業主」といいます。）は、法人の設立登記の日以降、下記の事業計画提出時期の期間内に計画書を作成して、当該法人の主たる事務所が所在する都道府県を業務担当区域とする都道府県雇用開発協会を経由して独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に提出してください。

| 平成 22 年度の事業計画書提出時期 | | |
|--------------------|---|-------------------------------------|
| 受付回 | 法人の設立登記日 | 事業計画書提出期間 |
| 第 1 回 | 平成 21 年 11 月 2 日から 平成 22 年 3 月 1 日まで | 平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日まで |
| 第 2 回 | 平成 22 年 3 月 1 日から 平成 22 年 6 月 30 日まで | 平成 22 年 8 月 2 日から平成 22 年 8 月 31 日まで |
| 第 3 回 | 平成 22 年 7 月 1 日から 平成 22 年 11 月 1 日まで | 平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 1 月 4 日まで |

4. 支給金額

この助成金、前期の支給対象経費の合計に対して、当該法人の主たる事務所（登記してある本店）が所在する都道府県における有効求人倍率に応じた支給割合（平成 21 年の有効求人倍率が 1 倍未満の都道府県は $2/3$ 、1 倍以上の都道府県は $1/2$ を乗じて得た額（千円未満は切り捨てます。）で 500 万円を限度として支給されます。

5. 支給申請等の手続き

この助成金を受けようとする事業主は、高齢者等共同就業機会創出助成金支給申請書（以下「支給申請書」といいます。）を次の期間内に都道府県雇用開発協会を経由して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ提出してください。

| 法人の最初の事業年度末日 | 支給申請書提出時期 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 設立登記の日から 6 か月後の応当日より前 | 設立登記の日から 6 か月後の応当日から 3 か月の間 |
| 設立登記の日から 6 か月後の応当日より後 | 最初の事業年度末日の翌日から 3 か月の間 |

この助成金の支給は、1 法人につき 1 回に限られます。

問い合わせ先 （社）福島県雇用開発協会 TEL (024) 524-2731

◆離職することとなった中高年齢者に再就職支援をする際の助成措置は

このようなときには、次の制度があります。

○労働移動支援助成金

雇用対策法に基づく再就職援助計画の対象労働者又は高齢者雇用安定法に基づく求職活動支援書等の対象労働者に対し、一定の再就職支援措置を講ずる事業主に助成を行うものです。

(1) 求職活動支援給付金

再就職援助計画を作成し公共職業安定所長の認定を受け、又は求職活動支援書等を作成する前に、求職活動支援基本計画書を公共職業安定所長に提出した事業主（以下「提出事業主」といいます。）が、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象となる雇用保険被保険者（以下「対象被保険者」といいます。）に対し、求職活動等のための休暇を与えた場合に支給されます。

支給額：対象被保険者 1 人につき、休暇 1 日あたり 7,000 円（1 人 30 日分を限度）

(2) 再就職支援給付金

提出事業主が、民間の職業紹介事業者を活用し、対象被保険者の再就職を実現した場合に支給されます。

支給額：委託に要する費用の 1/2（対象被保険者 1 人あたり 30 万円、300 人を限度、中小企業以外 1/3（対象被保険者 1 人あたり 20 万円、300 人を限度））

ただし、事業主が民間の職業紹介事業者との委託契約上、「当該会社が、新規・成長分野に係る事業を行う事業所への再就職実現に努める」旨明記し、実際の再就職先が当該分野であった場合は、10 万円を上乗せします。

問い合わせ先 （社）福島県雇用開発協会 TEL (024) 524-2731

◆定年の引上げや定年の定め廃止を実施した事業主の方への給付金は

定年引上げ等奨励金は、65 歳までの雇用機会の確保、65 歳以上までの定年の普及・促進、「70 歳まで働ける企業」の普及・促進を図ることを目的として、以下の 3 つの制度で構成されます。

1. 中小企業定年引上げ等奨励金

65 歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度又は定年の定め廃止、希望者全員を対象とする 65 歳前に契約期間が切れない安定的な継続雇用制度の導入や、勤務時間の多様化を行う中小企業事業主に対して、実施した措置及び企業規模に応じ、一定額を支給する。（10 万円～160 万円）

2. 高年齢者雇用モデル企業助成金

65 歳以上まで働くことができる環境を整備するため、職域の拡大や処遇の改善、外部の高年齢者の活用に関して先進的な取組を実施する事業主に対して、支給対象経費の 2 分の 1 に相当する額を支給する。（上限額 500 万円）

3. 高年齢者雇用確保充実奨励金

傘下の企業を対象に、65 歳以上定年企業等及び「70 歳まで働ける企業」の普及並びに高年齢者雇用確保措置の完全実施及びその定着・充実等を目的として、セミナーや個別相談、専門家による個別事業所訪問などの事業を行う事業主団体に対して支給する。（上限額 500 万円）

問い合わせ先 （社）福島県雇用開発協会 TEL (024) 524-2731

◆障がい者の雇用義務と雇入れの助成措置は

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では「障害者雇用率制度」が設けられており、常用労働者数（全従業員数から除外率相当の労働者数を除いた数）が 56 人以上の一般民間の事業主は、

その常用労働者数の 1.8%以上の障がい者（身体障がい者又は知的障がい者）を雇用しなければならないこととされています。

障がい者の雇用についての助成措置には、次の制度があります。

1. 特定求職者雇用開発助成金

障がい者を公共職業安定所又は、適正な運用を期すことのできる無料、有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、障がい者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

助成の額：大企業 50 万円、中小企業 135 万円（ただし、短時間労働者の場合は大企業 30 万円、中小企業 90 万円）

重度障がい者の場合は、大企業 100 万円、中小企業 240 万円

助成期間：1 年間（中小企業 1 年 6 か月）、重度障がい者の場合 1 年 6 ヶ月間（中小企業 2 年）

2. その他

- (1) 障害者雇用調整金・報奨金
- (2) 在宅就業障害者特例調整金・在宅就業障害者特例報奨金
- (3) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
- (4) 重度障害者雇用促進融資
- (5) 税制上の優遇措置

などの支援措置があります。

問い合わせ先 各ハローワーク

(81 頁参照)

(社)福島県雇用開発協会 TEL (024) 524-2731

◆障がい者を雇用している企業等には県からの物品の受注機会が増える

と聞いたが

県では、現在の障がい者の厳しい雇用情勢を踏まえ、障がい者の雇用を積極的に推進している県内の中小企業や授産施設等から県が優先的に物品を調達することにより、障がい者の雇用の安定及び機会の確保並びに福祉的就労の促進を図っています。

1. 優遇する企業等

(1) 障がい者雇用推進企業

物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている県内に本店又は支店等を有する中小企業者で、県内における障がい者（知的・身体・精神障がい者）の雇用率が法定雇用率（1.8%）の 2 倍（3.6%）以上の企業。ただし、当分の間、中小企業のみ障がい者の雇用率を、法定雇用率（1.8%）以上とする。

(2) 授産施設等

県内の障がい者授産施設等及び小規模作業所等の施設。

2. 対象企業等の登録

(1) 障がい者雇用推進企業

物品調達優遇制度の適用を受けようとする者は、県（雇用労政課）に申請して登録を受け

るものとし、有効期間は当該年度（4月1日から翌年3月31日）限りとする。

(2) 授産施設等

県による物品の調達を希望する者は、県に届出て登録を受ける。

【届出先】

- ①生活保護授産施設、社会福祉事業授産施設：県 社会福祉課
- ②障がい者授産施設、小規模作業所：県 障がい福祉課

3. 優遇措置の内容

(1) 障がい者雇用推進企業

指名競争入札又は随意契約により物品等の調達を行う際に、登録された障がい者雇用推進企業を優先的に指名又は選定する。

(2) 授産施設等

授産施設等が製作する物品等については、予算の適正な執行に配慮しつつ随意契約により調達するよう努める。

| | | |
|--------------|----------|--------------|
| 問い合わせ先（物品調達） | 県庁入札用度課 | 024-521-7563 |
| （登録） | 県庁雇用労政課 | 024-521-7290 |
| | 県庁社会福祉課 | 024-521-7323 |
| | 県庁障がい福祉課 | 024-521-7240 |

◆従業員の福利厚生を充実したい

このようなときは、次の制度があります。

1. 中小企業勤労者福祉サービスセンター

中小企業勤労者福祉サービスセンターとは、中小企業の従業員及び事業主のための福利厚生事業を行う団体です。

人口10万人以上の市・区域に設置されている場合は、市町村と国から助成を受け、会員の会費などで事業を実施しています。

なお、人口10万人に満たない場合でも、複数の市町村からなる人口7万人以上の区域で広域サービスセンターを設置する場合は、県が助成する制度があります。

県内では次の4つの団体が市と国から助成を受け事業を実施しています。

中小企業勤労者福祉サービスセンター 一覧

| サービスセンター名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------------------------|------------------------------|----------------|
| (財)福島市中小企業福祉サービスセンター (えふ・サポート) | 福島市三河南町 1-20 コラッセ ふくしま 3F | (024) 528-2288 |
| (財)会津若松市中小企業勤労者 福祉サービスセンター (あしすと) | 会津若松市城東町 14 番 52 号 | (0242) 36-5622 |
| 郡山市勤労者互助会 | 郡山市虎丸町 7-7 | (024) 990-0906 |
| (財)いわき市勤労者福祉サービスセンター (ハッピーワークいわき) | いわき市平字堂ノ前 22 | (0246) 35-6844 |

【特色】

- ①少ない会費で総合的な勤労者福祉サービスが受けられます。
- ②中小企業の事業主と従業員が加入することができます。
- ③サービスセンターの会費を事業主が負担した場合は、必要経費として認められます。
- ④事業内容は、ア．在職中の生活の安定（生活資金等の融資あっせん、共済給付）、イ．健康の維持増進、ウ．老後生活の安定、エ．自己啓発、余暇活動、オ．財産形成などの総合的な勤労者福祉事業を行っています。

問い合わせ先

各中小企業勤労者サービスセンター

県庁雇用労政課 TEL (024) 521-7289

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80 頁参照）

2. 市町村勤労者互助会

労働組合のない中小企業の従業員に対する福利厚生事業を実施するため、各市町村毎に設置されている団体で、市町村から助成を受けて事業を実施しています。

【特色】

- ①少ない会費で各種の勤労者福祉サービスが受けられます。
- ②労働組合のない中小企業の事業主と従業員が加入することができます。
- ③互助会の会費を事業主が負担した場合は、必要経費として認められます。
- ④事業内容は、ア．労働者支援融資制度等の案内、イ．共済給付、ウ．健康の維持増進、エ．余暇活動等の事業を行っています。

問い合わせ先

各市町村勤労者互助会

県庁雇用労政課 TEL (024) 521-7289

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80 頁参照）

◆従業員が緊急的な資金供給支援のための資金の融資を受けるには

このようなときは、次の制度があります。

○労働者支援融資制度（勤労者支援資金）

1. 借入申込みができるのは、次の条件を満たしている方です。

- (1) 県内に居住する方。
- (2) 県内企業に勤務する方。
- (3) 申込時において、現勤務先に1年以上勤務している方。
- (4) 主として世帯の生計を維持している方。

2. 融資条件等（平成22年4月1日）

| 資金の種類 | 資金の用途 | 融資限度額 | 返済期間 | 金利(年利) | 担保 | 保証 |
|--------------|-------------|---------|------|--------|----|-----------------------|
| ①災害復旧資金・医療資金 | 災害復旧、 医療 | 200万円以内 | 7年以内 | 1.50% | 不要 | 日本労信協の保証 (保証料別途必要) |

| | | | | | | |
|--------------|------------|---------|----------------------|-------|----|------------------|
| ②教育資金・冠婚葬祭資金 | 教育、冠婚葬祭の資金 | 200万円以内 | 7年以内 (教育資金は10年以内) | 1.98% | 不要 | 及び労働金庫の定めるところによる |
|--------------|------------|---------|----------------------|-------|----|------------------|

◆事業主の都合で失業した従業員が生活資金の融資を受けるには

このようなときは、次の制度があります。

○労働者生活支援資金融資制度（求職者緊急支援資金）

失業者の生活の安定を図り早期再就職を支援するため、求職活動中に必要とする生活資金を、労働金庫を通じて融資する制度です。

1. 借入れ申込みができるのは、次の条件を満たしている方です。

- (1) 原則として、企業倒産又は事業の不振若しくは縮小など事業主の都合により失業し、求職活動中の方。
- (2) 県内に居住する方。
- (3) 失業後1年以内又は雇用保険受給終了後6ヵ月以内の方。
- (4) 失業時、主として世帯の生計を維持していた方。

2. 融資条件など（平成22年4月1日現在）

| 融資限度額 | 返済期間 | 返済方法 | 金利（年利） | 保証 |
|-------|---------------------|------|--------|------------------------------------|
| 100万円 | 5年以内 据置期間1年以内を含む | 月賦返済 | 0.75% | 日本労信協の保証（保証料別途必要）及び労働金庫の定めるところによる。 |

問い合わせ先

県庁雇用労政課 TEL (024) 521-7289
各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）
申込先 ※東北労働金庫各支店（82頁参照）
フリーダイヤル TEL (0120) 191962

◆従業員が進学資金の融資を受けるには

このようなときは、次の制度があります。

1. 労働者支援融資制度（教育資金）（71頁参照）
2. 財形教育融資制度

財形貯蓄をしている勤労者本人又はその子弟が高等学校、大学、専修学校、各種学校等に進学するために必要な資金を融資する制度です。

| 借入できる人 | 資金の用途 | 融資額 | 融資条件 |
|---------------------|----------------------|------------------------|-----------------------------|
| ○財形貯蓄をしている勤労者（直接融資） | 入学金、授業料、施設設備費、受験料、受験 | 財形貯蓄残高の5倍以内（最高450万円まで） | 利率 年1.98% （固定利率）（22.4.1） |

| | | | |
|---|-------------------------|--|------------------------------------|
| ○財形貯蓄をしている勤労者に進学融資の貸付けを行う事業主又は事業主団体(転貸融資) | のための旅費及び宿泊料、その他進学に必要な資金 | | 現在) 返済期間 10年以内 返済方法 元利均等割賦返済 |
|---|-------------------------|--|------------------------------------|

問い合わせ先

独立行政法人雇用・能力開発機構福島センター TEL (024) 534-3697

申込先 県内各金融機関

3. 教育資金貸付

| 利用できる人 | 資金の用途 | 融資額 | 貸付条件 |
|---|--|------------------|---|
| 高校、大学等学校教育法に定める学校に進学される方の父母か、進学される方で、 <u>年間収入790万円</u> (事業所得者590万円)以内の方 | 進学のための必要な資金(入学金、授業料、受験費用など)及び在学中の資金(授業料、住居費など) | 1学年・生徒当り 300万円以内 | 利率 年 2.75% (22.5.19 現在) 期間 15年以内 (据置期間は在学期間以内) |

※ 但し、年間収入の条件は、子供の人数によって異なります。

問い合わせ先 日本政策金融公庫国民生活事業の最寄り支店 (82頁参照)

◆従業員が持家の取得をするための融資を受けるには

○財形持家融資制度

勤労者個人自ら住宅を建設、購入し又は住宅を改良するために必要な資金を融資するものです。

| 借入できる人 | 融 資 額 | 融 資 条 件 |
|---------------------------------------|----------------|--|
| 1年以上財形貯蓄を行っている勤労者で財形貯蓄の残高が50万円以上ある勤労者 | 財形貯蓄残高に応じ10倍以内 | (最高4,000万円まで) 当初5年間 1.43% (5年間固定金利) (22.4.1 現在) |

問い合わせ先

独立行政法人雇用・能力開発機構福島センター TEL (024) 534-3697

申込先 県内各金融機関

◆育児・介護休業中の従業員等が生活資金の融資を受けるには

このようなときは、次の制度があります。

○労働者生活支援資金融資制度(育児・介護休業者等生活資金)

育児・介護休業中や仕事をしながら家族を介護している労働者で、休業期間中に要する育児・介護や生活資金など、労働金庫を通じて融資する制度です。

1. 借入れ申し込みのできる資格は

- (1) 育児・介護休業取得中の方、又は同一事業所に復職する予定の方、育児・介護のため短時間勤務制度を利用中の方、又は介護休業をとらずに付添介護者を利用して仕事と介護を両立している方。
- (2) 県内に勤務先又は住所がある方
- (3) 申込み時において、現勤務先に1年以上勤務している方。
- (4) 借入申込日において、育児・介護休業終了日までの休業期間又は介護期間が1ヵ月以上ある方。

2. 融資条件など（平成22年4月1日現在）

| 融資限度額 | 返済期間 | 返済方法 | 金利（年利） | 保証 |
|-------|--------------------|-------|--------|------------------------------------|
| 100万円 | 6年以内 据置期間1年以内含む | 月賦返済等 | 0.8% | 日本労信協の保証（保証料別途必要）及び労働金庫の定めるところによる。 |

問い合わせ先

県庁雇用労政課 TEL (024) 521-7289

各地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（80頁参照）

申込先 ※東北労働金庫各支店（82頁参照）

フリーダイヤル TEL (0120) 191962

◆仕事と育児・介護との両立をバックアップする事業主に対する助成制度は

○育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置）

雇用する従業員の育児休業期間中に、事業主が3か月以上の経済的支援を行う取り組みを行った場合に助成されます。

●受給できる事業主

- ①育児休業制度を、労働協約または就業規則に定める必要があります。
- ②経済的支援を、労働協約、就業規則、給与規定または労働契約などに定める必要があります。
※経済的支援とは…事業主が対象被保険者の育児休業期間中に支払う手当などをいい、賞与や一時金、出産祝い金などは除きます。
- ③育児休業の対象となる子を養育する方（母親及び父親）を雇用している事業主。

●助成率

- i) 中小企業事業主 3分の2
- ii) 中小企業事業主以外 2分の1

●制度の拡充

平成 22 年 3 月 31 日までに、雇用する労働者に対して育児休業制度を利用させ、一定期間以上の経済的支援を行った場合の助成率は次のとおりとなります。

- i) 中小企業事業主 4 分の 3
- ii) 中小企業事業主以外 3 分の 2

○育児休業取得促進等助成金（短時間勤務促進措置）

雇用する従業員の短時間金制度の利用中に、事業主が 3 か月以上の経済的支援を行う取り組みを行った場合に助成されます。

●受給できる事業主

①短時間勤務制度を、労働協約または就業規則に定める必要があります。

※短時間勤務制度とは…

イ. 1 日の所定労働時間を短縮すること

i) 1 日の所定労働時間が 7 時間以上の場合、1 時間以上短縮すること

ii) 1 日の所定労働時間が 7 時間未満の場合、1 割以上短縮すること

ロ. 週又は月の所定労働時間を 1 割以上短縮すること

ハ. 週又は月の所定労働日を 1 割以上短縮すること

②経済的支援を、労働協約、就業規則、給与規定または労働契約などに定める必要があります。

※経済的支援…事業主が対象被保険者の育児休業期間中に支払う手当などをいい、賞与や一時金、出産お祝い金などは除きます。

③育児休業の対象となる子を養育する方（母親及び父親）を雇用している事業主。

●助成率

- i) 中小企業事業主 4 分の 3
- ii) 中小企業事業主以外 3 分の 2

●助成対象期間

平成 22 年 3 月 31 日までに、雇用する労働者に対して短時間勤務制度を利用させ、一定期間以上の経済的支援を行った場合には、子が生まれた日から満 3 歳の誕生日の前日までの期間となります。

育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立させることができるような雇用環境づくりを行う事業主等に対して、育児・介護雇用安定助成金があります。

○両立支援レベルアップ助成金

1. 育児・介護費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成します。

| | | | |
|-----|------|-----------|-----------|
| 助成率 | 中小企業 | 育児に係るサービス | 介護に係るサービス |
| | | 3/4※ | 1/2 |
| | 大企業 | 1/3 | |

※は平成 21 年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの措置です。（通常は 1/2）

年間限度額は、1 人当たり 30 万円（中小企業 40 万円）、かつ、1 事業所当たり 360 万円（中小企業 480 万円）です。カッコ内の年間限度額は、平成 21 年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

までの措置です。支給は1事業所当たり5年間を限度とします。

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成のほか、一定額の加算（例：一般事業主行動計画の策定・届出を行った中小企業の場合、40万円）があります。

2. 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給します。

(1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主

| | 支給対象労働者1人当たり | |
|---|--------------|--------------|
| ① 支給対象労働者が最初に生じた場合 | 中小企業事業主 | 50万円 [40万円]※ |
| | 大企業事業主 | 40万円 [30万円]※ |
| ② 2人目以降の支給対象労働者が生じた場合 *最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、 ①と合わせて1事業所当たり1年度10人まで | 中小企業事業主 | 15万円 |
| | 大企業事業主 | 10万円 |

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出が無い場合の金額です。

(2) 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定している事業主

| | 支給対象労働者1人当たり | |
|---|--------------|------|
| 支給対象労働者が生じた場合 *平成12年4月1日以降、最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業所当たり1年度10人まで | 中小企業事業主 | 15万円 |
| | 大企業事業主 | 10万円 |

3. 休業中能力アップコース

育児・介護休業を取得した労働者がスムーズに職場復帰できるよう職場適応性や職業能力の維持回復を図る措置（在宅講習、職場環境適応講習、職場復帰直前講習、職場復帰直後講習のいずれか1つ以上）を実施した事業主等に対して、支給します。

限度額 対象労働者1人当たり

中小企業 21万円 大企業 16万円

（支給は、1事業所当たり育児休業者、介護休業者それぞれ延べ100人までです。）

4. 子育て期の短時間勤務支援コース

小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を連続して6か月以上利用した場合に、事業主に支給します。なお、複数の事業所を有する事業主にあっては、全ての事業所において制度化していることが必要です。

○助成の対象となる制度

以下の(1)から(3)のいずれかの短時間勤務を労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。

- (1) 1日の所定労働時間を短縮する短時間勤務
1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮しているものに限られる。
- (2) 週又は月の所定労働時間を短縮する短時間勤務
1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮しているものに限られる。
- (3) 週又は月の所定労働日数を短縮する短時間勤務
1週当たりの所定労働日数が5日以上の方について、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮しているものに限られる。

○受給できる事業主

以下の(1)、(2)のいずれかに該当する事業主で、(3)から(6)の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 小規模事業主（常時100人以下の労働者を雇用する事業主）であって、以下のア及びイを満たしていること。
 - ア 少なくとも3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就労規則により制度化していること。
なお、複数の事業所を有する事業主にあつては、すべての事業所において制度化している事業主であること。
 - イ 雇用保険の被保険者として雇用する、小学校第3学年修了までの子を養育する労働者であつて、短時間勤務制度の利用を希望した労働者に連続して6か月以上利用させたこと。
- (2) 中規模事業主（101人以上の労働者を雇用し、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主）又は大規模事業主（常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主）であつて、以下のア及びイを満たしていること。
 - ア 少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則により制度化していること。
なお、複数の事業所を有する事業主にあつては、すべての事業所において制度化している事業主であること。
 - イ 雇用保険の被保険者として雇用する、小学校第3学年修了までの子を養育する労働者であつて、短時間勤務制度の利用を希望した労働者に連続して6か月以上利用させたこと。
- (3) 支給申請に係る短時間勤務制度を連続して6か月以上利用した労働者（新たに雇用した労働者にあつては雇用期間の定めのない者であり、かつ、時間当たりの基本給の水準及び賞与等の支給基準等が、同種の業務に従事する通常の労働者と同等以上である者に限る。（以下「支給対象労働者」といいます。))を、短時間勤務制度利用開始時に、雇用保険の被保険者として雇用していること。
- (4) 支給対象労働者を、支給申請に係る短時間勤務制度を連続して6か月以上用した日の翌日から引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用していること、かつ、支給申請日において雇用していること。

(5) 平成 22 年 6 月 30 日に施行される改正後の育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。

(6) 一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。また、平成 21 年 4 月 1 日以降に一般事業主行動計画を策定・変更する事業主は、策定・届出に加え、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。

○受給できる額

| | | |
|---|--------|--------|
| ①支給対象労働者が最初に生じた場合 (平成 22 年 4 月 1 日以降に初めて支給対象労働者が生じた場合に限る。) | 小規模事業主 | 100 万円 |
| | 中規模事業主 | 50 万円 |
| | 大規模事業主 | 40 万円 |
| ②最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から 5 年以内に、2 人目以降の支給対象労働者が生じた場合 | 小規模事業主 | 80 万円 |
| | 中規模事業主 | 40 万円 |
| | 大規模事業主 | 10 万円 |

※1 事業主当たり、延べ 10 人（小規模事業主は 5 人）までの支給となります。

※2 人目以降の支給対象労働者は、同一の子を養育する同一の労働者を除きます。

5. 中小企業子育て支援助成金 (H22. 4. 1 改正)

常用労働者 100 人以下の企業において、育児休業取得者が初めて生じた事業主に支給します。
(※ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に平成 22 年 4 月改正前の支給要領で定める支給要件を満たした者が 1 人以上いる事業主については、育児休業取得者又は短時間勤務利用者について 5 人目まで支給する経過措置が設けられています。)

| | | |
|------------------------------------|----------------|---------------|
| | 1 人目 | 2～5 人目 |
| 支給額 (育児休業取得者が初めて出た場合に、5 人目まで支給) | 育児休業 100 万円 | 育児休業 80 万円 |

同一の事業主に雇用される同一の労働者が支給要件に複数回該当する場合は、当該対象者が最初に該当する場合についてのみ支給対象となります。

(注) 支給機関は、福島労働局となりますので、支給申請書は福島労働局雇用均等室に提出してください。

問い合わせ先 福島労働局雇用均等室 TEL (024) 536-4609

6. 事業所内保育施設設置・運営等助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路またはその近接地域を含む）に設置、運営及び増築を行う事業主（共同して事業所内保育施設の設置等を行う複数の事業主を含む）・事業主団体に、費用の一部を助成します。

また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

| | | |
|-----|---------------------|----------|
| | 助成率等 | 助成限度額 |
| 設置費 | 中小企業 2/3 大企業 1/2 | 2,300 万円 |

| | | | | |
|--------------|---------------------------------|--------------|---|--------------|
| 運営費※ | 1年目～5年目 中小企業 2/3 大企業 1/2 | 施設区分 | 対象期間の最高額 | |
| | | 通常型 | 699万6千円 | |
| | | 時間延長型 | 951万6千円 | |
| | | 深夜延長型 | 1,014万6千円 | |
| | | | 体調不調児対応型 | 上記の限度額+165万円 |
| | 6年目～10年目 中小企業 1/3 大企業 1/3 | 通常型 | 466万4千円 | |
| | | 時間延長型 | 634万4千円 | |
| | | 深夜延長型 | 676万4千円 | |
| 体調不調児対応型 | | 上記の限度額+110万円 | | |
| 増築費 | 1/2 | 増築 | 1,150万円 5人以上の定員増に伴う増築又は 体調不調時の安静室等の整備 | |
| | | 建替え | 2,300万円 5人以上の定員増、かつ建築延べ 面積が35㎡以上の増加する建替 | |
| 保育遊具 等購入費 | 自己負担金10万円 を控除した額 | 40万円 | | |

※助成限度額は施設の現員に応じた最高額を表示

問い合わせ先 福島労働局雇用均等室 TEL (024) 536-4609

福島県商工労働部関係出先機関等一覧表

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|--|----------------|
| 県北地方振興局企画商工部 | 福島市杉妻町 5 番 75 号 県庁東分庁舎内 | (024) 521-7738 |
| 県中地方振興局企画商工部 | 郡山市麓山 1 丁目 1 番 1 号 県郡山合同庁舎内 | (024) 935-1292 |
| 県南地方振興局企画商工部 | 白河市昭和町 269 番地 県白河合同庁舎内 | (0248) 23-1546 |
| 会津地方振興局企画商工部 | 会津若松市追手町 7 番 5 号 県会津若松合同庁舎内 | (0242) 29-5292 |
| 南会津地方振興局企画商工部 | 南会津郡南会津町田島字 根小屋甲 4277 番地の 1 県南会津合同庁舎内 | (0241)62-5207 |
| 相双地方振興局企画商工部 | 南相馬市原町区錦町 1 丁目 30 番地 県南相馬合同庁舎内 | (0244)26-1142 |
| いわき地方振興局企画商工部 | いわき市平字梅本 15 番地 県いわき合同庁舎内 | (0246) 24-6006 |
| 計量検定所 | 福島市杉妻町 2 番 16 号 県庁西庁舎内 | (024) 521-7655 |
| テクノアカデミー郡山 | 郡山市上野山 5 番地 | (024) 944-1663 |
| テクノアカデミー会津 | 喜多方市塩川町遠田字沼上 1900 番地 | (0241) 27-3221 |
| テクノアカデミー浜 | 南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45 番地の 112 | (0244) 26-1555 |
| ハイテクプラザ | 郡山市待池台 1 丁目 12 番地 | (024) 959-1741 |
| 福島技術支援センター | 福島市佐倉下字附ノ川 1 番地の 3 | (024) 593-1121 |
| 会津若松技術支援センター | 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88 番地の 1 | (0242) 39-2100 |
| いわき技術支援センター | いわき市常磐下船尾町字杭出作 23 番 32 号 | (0246) 44-1475 |
| 観光物産館 | 福島市三河南町 1-20 (コラッセふくしま 1 階) | (024) 525-4031 |

厚生労働省福島労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧表

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|---------------------------|----------------|
| 福島労働局総務部 | 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 | (024) 536-4600 |
| 福島労働局労働基準部 | 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 | (024) 536-4602 |
| 福島労働局職業安定部 | 福島市栄町6-6 ユニックスビル6階 | (024) 528-0250 |
| 福島労働局雇用均等室 | 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 | (024) 536-4609 |
| 福島労働基準監督署 | 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 | (024) 536-4610 |
| 郡山労働基準監督署 | 郡山市桑野2-1-18 | (024) 922-1370 |
| いわき労働基準監督署 | いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎 | (0246) 23-2255 |
| 会津労働基準監督署 | 会津若松市城前2-10 | (0242) 26-6494 |
| 白河労働基準監督署 | 白河市字郭内1-124 | (0248) 24-1391 |
| 須賀川労働基準監督署 | 須賀川市旭町204-1 | (0248) 75-3519 |
| 喜多方労働基準監督署 | 喜多方市諏訪91 | (0241) 22-4211 |
| 相馬労働基準監督署 | 相馬市中村字桜ヶ丘68 | (0244) 36-4175 |
| 富岡労働基準監督署 | 双葉郡富岡町中央2-104 | (0240) 22-3003 |
| ハローワーク福島 | 福島市狐塚17-40 | (024) 534-4121 |
| ハローワーク平 | いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎1F | (0246) 23-1421 |
| ハローワーク磐城 | いわき市小名浜大原字六反田65-3 | (0246) 54-6666 |
| ハローワーク勿来 | いわき市東田町1-28-3 | (0246) 63-3171 |
| ハローワーク会津若松 | 会津若松市西栄町2-23 | (0242) 26-3333 |
| ハローワーク南会津 | 南会津郡南会津町田島字行司12 | (0241) 62-1101 |
| ハローワーク喜多方 | 喜多方市字千苺8374 | (0241) 22-4111 |
| ハローワーク郡山 | 郡山市方八町2-1-26 | (024) 942-8609 |
| ハローワーク白河 | 白河市字郭内1-136 白河小峰城合同庁舎1F | (0248) 24-1256 |
| ハローワーク須賀川 | 須賀川市妙見121-1 | (0248) 76-8609 |
| ハローワーク相双 | 南相馬市原町区桜井町1-127 | (0244) 24-3531 |
| ハローワーク相馬 | 相馬市中村1-12-1 | (0244) 36-0211 |
| ハローワーク富岡 | 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1 | (0240) 22-3121 |
| ハローワーク二本松 | 二本松市若宮2-162-5 | (0243) 23-0343 |

政府系中小企業金融機関・福島県信用保証協会・福島県労働金庫等一覧表

| 金融機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|--------------------------|---------------|
| 日本政策金融公庫福島支店中小企業事業 | 福島市栄町6番6号(NBF エニックスビル6階) | (024)522-9241 |
| 日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 | 福島市大町1-16 | (024)521-3328 |
| 日本政策金融公庫福島支店国民生活事業 | 福島市大町1番16号 | (024)523-2341 |
| 日本政策金融公庫郡山支店国民生活事業 | 郡山市清水台1丁目6番21号 | (024)923-7140 |
| 日本政策金融公庫いわき支店国民生活事業 | いわき市平字菱川町1番5号 | (0246)25-7251 |
| 日本政策金融公庫会津若松支店国民生活事業 | 会津若松市中町2番35号 | (0242)27-3120 |
| 商工中金福島支店 | 福島市栄町8番1号 | (024)522-2171 |
| 商工中金会津若松営業所 | 会津若松市南千石町6番5号 | (0242)26-2617 |
| 福島県信用保証協会本所 | 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま11階 | (024)526-2331 |
| 福島県信用保証協会(保証課) | 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10階 | (024)526-1530 |
| 福島県信用保証協会郡山支所 | 郡山市清水台1丁目3番8号 | (024)932-2769 |
| 福島県信用保証協会白河支所 | 白河市字大手町5番地の12 | (0248)24-0156 |
| 福島県信用保証協会会津若松支所 | 会津若松市白虎町225番地 | (0242)23-1282 |
| 福島県信用保証協会いわき支所 | いわき市平字林木町3番地の1 | (0246)23-3570 |
| 福島県信用保証協会相双支所 | 南相馬市原町区本町1丁目3番地 | (0244)23-5105 |
| 東北労働金庫福島支店 | 福島市宮町3の16 | (024)522-3176 |
| 東北労働金庫福島西支店 | 福島市三河北町13の15 | (024)533-3161 |
| 東北労働金庫平支店 | いわき市平字堂ノ前22 | (0246)24-2525 |
| 東北労働金庫郡山支店 | 郡山市虎丸町1-27 | (024)933-2387 |
| 東北労働金庫若松支店 | 会津若松市千石町9-34 | (0242)24-1800 |
| 東北労働金庫原町支店 | 南相馬市原町区南町2丁目90の2 | (0244)23-6136 |
| 東北労働金庫白河支店 | 白河市字昭和町3 | (0248)22-6521 |
| 東北労働金庫須賀川支店 | 須賀川市弘法坦31の2 | (0248)73-2177 |
| 東北労働金庫小名浜支店 | いわき市小名浜字道珍59の14 | (0246)53-5155 |
| 東北労働金庫喜多方支店 | 喜多方市字西四ッ谷69 | (0241)24-2111 |
| 東北労働金庫勿来支店 | いわき市錦町中央2丁目8-12 | (0246)63-2441 |
| 東北労働金庫相馬支店 | 相馬市中村字桜ヶ丘85の2 | (0244)36-3511 |
| 東北労働金庫二本松支店 | 二本松市向原256-10 | (0243)23-3111 |
| 東北労働金庫郡山東支店 | 郡山市水門町53番地1 | (024)944-9515 |
| 東北労働金庫石川支店 | 石川郡石川町字当町50番地の12 | (0247)26-7177 |
| 東北労働金庫保原支店 | 伊達市保原町字宮下157番地の7 | (024)576-4141 |
| 東北労働金庫田島支店 | 南会津郡南会津町字田島字本町甲3845-1 | (0241)62-1200 |
| 東北労働金庫富岡支店 | 双葉郡富岡町大字本岡字本町227番地の1 | (0240)22-6200 |

〈主要商工団体の概要〉

○福島県中小企業団体中央会〔根拠法＝中小企業等協同組合法〕

- 事業内容 (1) 組合等の組織、事業及び経営の支援並びに連絡
(2) 組合等に関する教育及び情報の提供
(3) 組合等に関する調査研究
(4) その他、中小企業の健全な発展を図るために必要な事業

問い合わせ先 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま 10階 TEL (024) 536-1261

URL : <http://www.chuokai-fukushima.or.jp>

福島県中小企業団体中央会 郡山事務所

〒963-8540 郡山市麓山1丁目1番1号 県中地方振興局企画商工部内
TEL (024) 934-7420 (直通)

福島県中小企業団体中央会 会津事務所

〒965-0873 会津若松市追手町7番5号 会津地方振興局企画商工部内
TEL (0242) 28-5343 (直通)

福島県中小企業団体中央会 浜統括事務所

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 いわき地方振興局企画商工部内
TEL (0246) 21-0832 (直通)

福島県中小企業団体中央会 浜統括事務所 南相馬市駐在

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地 相双地方振興局企画商工部内
TEL (0244) 23-0125

○福島県商工会連合会〔根拠法＝商工会法：小規模事業者支援促進法（略称）〕

- 事業内容 (1) 商工会の組織及び事業の指導並びに連絡
(2) 商工業に関する情報又は資料の収集及び提供
(3) 商工業に関する調査研究
(4) 商工業に関する技術、技能の普及又は検定
(5) その他

問い合わせ先 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま 9階

TEL (024) 525-3411

URL : <http://www.f.do-fukushima.or.jp>

中通り広域指導センター

〒963-0106 郡山市成山町15-2
TEL (024) 945-7860

会津広域指導センター

〒965-0816 会津若松市南千石町6-5
TEL (0242) 28-0731

浜通り広域指導センター

〒970-8026 いわき市平堂根町4-17 いわき中央ビル5階
TEL (0246) 25-1011

○福島県商工会議所連合会

- 事業内容 (1) 県内商工業振興のための意見活動
(2) 商工業に関する調査研究及び情報の提供
(3) 商工技術の振興に関する事務
(4) 商工会議所に対する指導及び連絡調整
(5) 職員等の資質向上のための諸研修

問い合わせ先 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま8階

TEL (024) 536-5511

○財団法人福島県観光物産交流協会

- 事業内容 (1) 県内の観光と物産の振興
(2) 国内外からの観光客の誘致促進
(3) 観光、物産に携わる人材の育成、確保及び資質の向上
(4) ふるさと産品の開発、育成及び相談指導
(5) ふるさと産品の普及宣伝及び販売
(6) 地方公共団体等が所有する観光施設等の管理
(7) 観光施設等の建設、管理及び処分
(8) その他目的を達成するために必要な事業

問い合わせ先 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階

TEL 総務部：(024)525-4080 観光部：(024)525-4024 物産部：(024)525-4081

URL：<http://www.tif.ne.jp/>

○公益財団法人福島県産業振興センター〔根拠法＝民法〕

- 事業内容 (1) 中小企業の経営資源確保の支援に関する事業
(2) 新事業の創出に関する総合支援事業
(3) 商業の活性化に関する事業
(4) 商工業の人材育成に関する事業
(5) 情報化の促進に関する事業
(6) 設備投資の支援に関する事業
(7) 下請企業の振興に関する事業
(8) 技術の高度化に関する事業
(9) 科学技術の振興に関する事業
(10) 公の施設の管理受託に関する業務
(11) 交流促進に関する業務
(12) 中小企業再生支援協議会に関する業務

問い合わせ先 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま6階 TEL (024) 525-4070

URL：<http://www.utsukushima.net/>

技術支援部（テクノ・コム） 郡山市待池台1丁目12番地（福島県ハイテクプラザ内）

TEL (024) 959-1929

産業交流館 郡山市南二丁目5番地

（ビッグパレットふくしま）

TEL (024) 947-8010

○福島県信用保証協会〔根拠法＝信用保証協会法〕

事業内容 中小企業者が金融機関から資金の貸付、手形の割引きを受ける際、金融機関に対して負担する債務の保証

問い合わせ先 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま11階 TEL (024) 526-2331

URL : <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>

○日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報センター

- 事業内容
- (1) 貿易投資相談の実施
 - (2) 県産品の輸出促進
 - (3) 海外との地域間産業交流の促進
 - (4) 地域経済・中小企業の国際化支援
 - (5) 海外情報の収集・提供 等

問い合わせ先 郡山市南二丁目5番地 ビッグパレットふくしま3階

TEL (024) 947-9800

URL : <http://www.jetro.go.jp/fukushima>

○公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構

事業内容

- (1) 企業が研究開発を行うための資金の借り入れに対する債務保証に関する事業
- (2) 新事業創出の促進を図る施設の設置及び管理運営に関する事業
- (3) 研究開発活動の取り組みを促進する人材の育成のために行う研修指導に関する事業
- (4) 研究開発に対する助成等研究開発活動の支援に関する事業
- (5) 企業の立地条件の整備に係る調査研究に関する事業
- (6) テクノポリス推進のための普及・啓蒙に関する事業
- (7) 地域技術の起業化の推進に関する事業

問い合わせ先 郡山市南二丁目5番地 ビッグパレットふくしま3階

TEL (024) 947-4400

URL : <http://www.techno-media.net6.or.jp>

○中小企業応援センター

事業内容

専門家派遣を通じて、5つの高度・専門的な経営課題に対応し、ワンストップで中小企業の皆様に応援します。

- (1) 新事業展開（経営革新、地域資源活用、農商工連携、新連携）
- (2) 創業、事業再生及び再チャレンジ
- (3) 事業承継
- (4) ものづくりの高度化
- (5) 新たな経営手法への取組み（ITを活用した経営力強化、知的資産経営）

問い合わせ先

福島県商工会連合会 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま9階 TEL (024) 525-3411

福島商工会議所 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま8階 TEL (024) 536-5511

公益財団法人福島県産業振興センター

福島市三河南1-20 コラッセふくしま6階 TEL (024) 525-4070

福島県中小企業団体中央会福島市三河南町 1-20

コラッセふくしま 10 階 TEL (024) 536-1261

○福島県商店街振興組合連合会（根拠法＝商店街振興組合法）

事業内容

- (1) 会員組合の組織及び事業の指導連絡
- (2) 教育情報の提供
- (3) 所属員の事業発展のための事業
- (4) 視察、研修に関する事業

問い合わせ先 福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 10 階 TEL (024) 536-1264

○福島県経営者協会連合会

事務内容

- (1) 企業経営、人事・労務管理に役立つ情報、データのタイムリーな提供
- (2) 講演会・講習会などの開催
- (3) 労務相談及び協力
- (4) その他

問い合わせ先 福島市大町 4-15 チェンバおおまち 4 階 TEL (024) 521-3350

URL : <http://www.keikyoweb.gr.jp/fukushima/>

福島県商工労働部の概要 福島市杉妻町 2-16 (024) 521-1111 (代表)

(本 庁)

商工労働総室

(商工総務課)

TEL (024) 521-7270

E-mail: syokosomu@pref.fukushima.jp

- ・部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- ・サービス業の振興に関すること。

(団体支援課)

TEL (024) 521-7288

E-mail: dantaishien@pref.fukushima.jp

- ・中小企業の経営の支援に関すること。
- ・商工業関係団体に関すること。

(金融課)

TEL (024) 521-7276、7291

E-mail: kin-yuu@pref.fukushima.jp

- ・中小企業の金融に関すること。
- ・貸金業に関すること。

(雇用労政課)

TEL (024) 521-7289、7290

E-mail: koyourousei@pref.fukushima.jp

- ・労働施策の総合企画及び調整に関すること。

- ・労働法令制度の普及啓発及び労働教育に関すること。
- ・労使関係の安定に関すること。
- ・労働者の福祉対策に関すること。
- ・労働委員会に関すること。
- ・地域の実情に応じた雇用対策の企画及び調整に関すること。
- ・若年者、障がい者、中高年齢者等の雇用対策に関すること。

産業振興総室

(企業立地課)

TEL (024) 521-7280、7882

E-mail:investment@pref.fukushima.jp

- ・工場立地法及び工業開発条例に基づく届出に関すること。
- ・企業立地促進法に関すること。
- ・下請企業の振興に関すること。

(産業創出課)

TEL (024) 521-7282、7283

E-mail:business@pref.fukushima.jp

- ・新事業の創出の促進に関すること。
- ・科学技術の振興に関すること。
- ・工業に係る試験研究及び技術支援に関すること。
- ・発明考案の奨励に関すること。

(商業まちづくり課)

TEL (024) 521-7126、7299

E-mail:shougyoumachidukuri@pref.fukushima.jp

- ・商業の振興に関すること。
- ・中心市街地の活性化に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ・新しいまちづくりのビジョンに関すること
- ・商業まちづくり推進条例に関すること。
- ・大規模小売店舗の立地に関すること。

(産業人材育成課)

TEL (024) 521-7829、7300

E-mail:jinzai@pref.fukushima.jp

- ・県立テクノアカデミーに関すること。
- ・ものづくり技能の振興に関すること。
- ・公共職業訓練及び認定職業訓練に関すること。
- ・技能検定、職業訓練指導員の試験及び免許に関すること。

観光交流局

(観光交流課)

TEL (024) 521-7286, 7287

E-mail:tourism@pref.fukushima.jp

- ・観光に関する総合企画及び調整に関すること。
- ・観光の振興に関すること。
- ・旅行業及び通訳案内士に関すること。
- ・コンベンションの誘致の促進に関すること。
- ・国際経済交流に関すること。

(空港交流課)

TEL (024) 521-7127

E-mail:fkskuko@pref.fukushima.jp

- ・空港の国際化対策（旅客）に関すること。
- ・福島空港の利用拡大事業に関すること。
- ・航空物流の推進に関すること。

(県産品振興戦略課)

TEL (024) 521-7296, 7326

E-mail:trade-promotion@pref.fukushima.jp

- ・県産品振興の総合企画及び調整に関すること。
- ・県産品の流通促進に関すること
- ・県産品の海外販路開拓・拡大に関すること。
- ・地場産業の振興に関すること。
- ・伝統的工芸品の販路拡大に関すること。

(出先機関等)

地方振興局企画商工部

—地域づくり・商工労政課

- ・中小企業の経営相談
- ・商工関係団体の指導
- ・中小企業の近代化推進及び物産の流通促進
- ・労働組合関係法の施行
- ・労働情報、調査及び統計等
- ・労働教育、労働者の福祉対策
- ・中小企業退職金共済制度の普及

○計量検定所——（県庁内）

—指導課、検定・検査課

- ・計量検定に関すること
- ・計量検査に関すること

○テクノアカデミー郡山

ー総務学生課、教務課、職業能力開発短期大学校（精密機械工学科、組込技術工学科）、職業能力開発校（建築科）

- ・職業能力開発短期大学校（専門課程）の教育訓練
- ・職業能力開発校（普通課程・短期課程）の教育訓練

○テクノアカデミー会津

ー総務学生課、教務課、職業能力開発短期大学校（観光プロデュース学科）、職業能力開発校（電気配管設備科、自動車整備科）

- ・職業能力開発短期大学校（専門課程）の教育訓練
- ・職業能力開発校（普通課程・短期課程）の教育訓練

○テクノアカデミー浜

ー総務学生課、教務課、職業能力開発短期大学校（計測制御工学科）、職業能力開発校（機械技術科、自動車整備科、建築科）

- ・職業能力開発短期大学校（専門課程）の教育訓練
- ・職業能力開発校（普通課程・短期課程）の教育訓練

○ハイテクプラザ

ー企画管理科、産学連携科、工業材料科、生産・加工科、プロジェクト研究科

- ・電気・電子、化学、機械金属、バイオテクノロジーに係る試験研究、技術指導及び実施教育
- ・公害防止技術に係る試験研究及び技術指導
- ・各種技術情報の収集及び提供

○ハイテクプラザ福島技術支援センター

ー繊維・材料科

- ・繊維に係る試験研究、技術指導及び実施教育
- ・化学、機械金属に係る試験、技術指導及び実施教育
- ・公害防止技術に係る技術指導

○ハイテクプラザ会津若松技術支援センター

ー醸造・食品科、産業工芸科

- ・漆工芸、木工、窯業、食品に係る試験研究、技術指導及び実施教育
- ・デザインの調査研究及び指導
- ・公害防止技術に係る技術指導

○ハイテクプラザいわき技術支援センター

ー機械・材料科

- ・化学、機械金属に係る試験、技術指導及び実施教育
- ・公害防止技術に係る技術指導

○観光物産館

(コラッセふくしま内)

- ・ふくしま製品の紹介及び展示
- ・ふくしま製品の販路の拡大

(注) 出先機関等の所在地及び電話番号は、80 頁参照

記載された内容は、福島県商工労働部のホームページでご覧になれます。
アドレスは、「<http://www.pref.fukushima.jp/syoko/>」です。